

特許庁委託事業

中国インターネット法院の現状
と知財案件動向調査

2021年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構
広州事務所

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地法律事務所に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

〈目次〉

第一章	はじめに	1
第二章	中国における知財司法保護状況	2
第一節	中国における最近の司法動向	2
第二節	インターネットに関わる事件の傾向	10
第三節	中国法院のIT化・AI化	14
第四節	法院の裁判情報の公開状況	20
第三章	インターネット法院の概要	28
第一節	インターネット法院の誕生及び発展	28
第二節	インターネット法院の特徴	30
第三節	インターネット法院の管轄範囲及び控訴法院	32
第四章	インターネット法院とその他主体との連携	34
第一節	外部調停機関の連携	34
第二節	司法システムと社会団体共同でブロックチェーンを構築する	37
第五章	インターネット法院における実務	41
第一節	訴訟手続き	41
第二節	証拠収集	51
第三節	損害賠償、合理的な支出及び訴訟費用	55
第四節	裁判執行	57
第五節	専門家と技術点調査員の導入と役割	59
第六節	メリット・デメリット紹介	60
第六章	インターネット法院の裁判例紹介	62
第一節	情報ネットワーク伝達権侵害案件に関する紹介	62
第二節	金融借款合同紛争案件に関する紹介	65
第三節	ネットショッピング契約紛争案件に関する紹介	67
第七章	インターネット法院における訴訟	69
第一節	インターネット法院の審理品質と今後方向性の予測	69
第二節	判決後の実行性と効果	71
第三節	日系企業の運用状況と注意点	72
第八章	まとめ	74

第一章 はじめに

中国国家インターネット情報弁公室が発表した「デジタル中国建設発展報告（2018年）」によると、2018年の中国のデジタル経済規模は人民元31.3兆元に達し、GDPに占める割合は34.8%に達し、世界第二位となっている。電子商取引（EC）の急速な発展とともに、それに関連するトラブルも爆発的に増加した。ライブ配信、ショートムービーなどの伝播形式が絶えず現れ、大量のインターネットの利用による紛争が発生したことで、伝統的な法院の負荷が増大している。

この背景において、中国は、インターネットの発展に適応するために、インターネット法院を設立し、運用している。2017年8月18日、全国初のインターネット法院である杭州インターネット法院が正式に設立された。そして、2018年9月9日に北京インターネット法院が設立され、2018年9月28日に広州インターネット法院が設立された。最高人民法院が発表した「中国法院における知識産権の司法保護状況（2019）」によると、2017年8月18日から2019年10月31日まで中国のインターネット法院（杭州、北京、広州）の累計受理件数は118,764件にも達した。

インターネット法院の裁判方式は伝統的な法院と比べて特殊性があり、ネットワーク訴訟プラットフォーム、ネット上の審理メカニズムを中心とした訴訟の流れと手順規則を形成し、起訴、調停、立件、立証、証拠調べ、判決の言い渡し、送達、執行などの訴訟の流れをネットワーク化している。

日系企業は中国でのビジネス展開において、知的財産を含む訴訟の場面におかれることは今後も増えることが考えられる。中国のインターネット法院をより理解し、利用できるよう本件報告書では、中国における知財司法保護状況、インターネット法院の概要、インターネット法院とその他執行機関との連携などについて全面的な解析を行い、また実務経験に基づき、インターネット法院における実務を詳細に解説し、インターネット法院の裁判例の紹介を通じて、訴訟の方向性や日系企業の運用状況と注意点などを分析する。本件報告書が日系企業の今後の中国における知的財産権保護活動の一助となることを期待する。

第二章 中国における知財司法保護状況

第一節 中国における最近の司法動向

(1) 中国法院の司法体制改革

中国共産党第 18 回全国代表大会は、「司法体制改革を一層深化させ、社会主義司法制度を完備させる」ことを明確に打ち出した。公正・効率・権威的な社会主義司法制度を構築するために、最高人民法院が率いる司法体制改革も着々と進められている。2014 年に全国人民代表大会常務委員会の承認を経て、北京、上海で行政区域を跨る中級人民法院、市人民検察分院を試験的に設立し¹、北京、上海、広州で知識産権法院を設立した。同年に最高人民法院は、深セン、瀋陽で初めて巡回法廷を試験的に設立し、2017 年に江蘇省南京、河南省鄭州、重慶、陝西省西安で巡回法廷を増設し²、さらに、杭州、寧波、合肥、福州、済南、青島、深センで知識産権法廷を設立した。2019 年に最高人民法院は、知識産権法廷を設立し、全国範囲での技術類に関する知的財産権の上告事件を一括して審理することになった。

なお、中国司法体制改革の一大重点は、現代科学技術の活用と司法審判活動を深く結び付けることである。ここ数年のインターネットをめぐる紛争事件が急増している状況に応じて、2017 年 6 月に杭州インターネット法院の設立方案が採決され、同年 8 月には全国初のインターネット法院が杭州で正式に設立され、管轄区内のインターネットをめぐる紛争事件の第一審を集中的に管轄するようになった³。その後、2018 年に北京、広州インターネット法院は、相次いで設立された。

(2) 知的財産権保護における最近の司法動向

(a) 知的財産権の保護指数の上昇

2010 年以来、中国における知的財産権の出願件数は、年々上昇している。中国は、知的財産権への保護をますます重視し、知的財産権保護制度の健全化を進めている。国家知識産権局知識産権発展研究センターが 2020 年 9 月 14 日に発表した「2019 年中国知識産権発展状況評価報告」によると、2010 年から 2019 年までの 10 年間で中国知的財産権の保護指数は、全体的に徐々に上昇しており、年平均成長率は 13.6% である。このうち、2012 年から 2017 年までの間の成長率がやや緩やかであるに対し、2018 年、2019 年の直近 2 年間の成長率が高く、2019 年の知的財産権の保護指数⁴は 314.8 に達し、前年度よ

¹URL:<https://www.chinacourt.org/article/detail/2014/12/id/1522956.shtml>

²中国法治建設年次報告（2014）

³中国法治建設年次報告（2017）

⁴「知的財産権の保護指数」とは、国家知識産権局知識産権開発研究センターが司法保護、行政保護、保護効果との 3 つの指標を総合的に評価して算出されたものを指す。具体的な計算方法は、2019 年中国知識産権発展状況評価報告」に記載されている。（URL:<http://www.cnipa>

り 14.8%も上昇した⁵。



2010～2019年知的財産権保護の発展指数の変化状況⁶

(b) 関連法令の制定・改正

近年、知的財産権がますます重視されるに連れ、中国では専利法、商標法、著作権法などの関連法令の制定・改正が次々と推進され、2019年11月1日から施行された改正商標法は、悪意の商標専用権侵害の懲罰的賠償金額を法改正前の「3倍以下」から「5倍以下」に引き上げ、法定賠償額の上限を300万元から500万元に引き上げることで、侵害のペナルティを大幅に増加させ、知的財産権侵害の懲罰的賠償制度の確立に向けて重要な一歩を踏み出した。これに応じて政府も一連の知的財産権保護に関する政策性文書を公布し、以下では、直近2年間に新たに公布された一部の法令を簡潔に紹介する。

法的性質： 法律

規定名称： 中華人民共和國商標法

公布部門： 全国人民代表大會常務委員會

公開期日： 2019.04.23 実施期日： 2019.11.01

ipdre.org.cn/article.aspx?id=606)

⁵2019年中国知識産権發展狀況評価報告

⁶2019年中国知識産権發展狀況評価報告

- 使用を目的としない悪意の商標出願登録は、拒絶されるものとする。
- 人民法院は、商標紛争事件の審理において、権利者の請求に応じて、特別な場合を除き、登録商標を冒用した偽造商品の廃棄を命じるものとする。主に登録商標を冒用した商品の製造に用いられる材料、器具の廃棄を命じ、且つ補償を与えない。また、特別な場合には、前記の材料または器具を商業ルートに流通させることの禁止を命じ、且つ補償を与えない。
- 登録商標を冒用した商品は、冒用の登録商標を除去したのみをもって、商業ルートに流通してはならない。
- 悪意により商標を登録出願した場合は、事情に応じて警告、罰金等の行政処罰を科す。

法的性質： 法律

規定名称： 中華人民共和国著作権法

公布部門： 全国人民代表大会常務委員会

公開期日： 2020.11.11 実施期日： 2021.06.01

- 「映画著作物及び映画撮影に類似した方法により創作された著作物」を統一して「視聴著作物」と称する。
- 懲罰的補償制度を増設する。権利侵害行為が同時に公共利益を損なう場合、著作権を主管する部門は、権利侵害行為を停止するよう命じ、警告を与え、違法所得を没収し、権利侵害複製品及び主に権利侵害複製品の製造に用いられる材料、器具、設備等を没収し、無害化处理して廃棄する。違法取引額が5万元以上の場合、違法取引額の1倍以上5倍以下の罰金を併科することができる。違法取引額がなく、違法取引額の計算が困難または5万元未満の場合、25万元以下の罰金を併科することができる。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。
- 法定賠償金額の上限を500万元に引き上げ、法定賠償金額の下限を500元と明確に規定した。
権利侵害者が帳簿、資料等を提供しない、または虚偽の帳簿、資料等を提供する場合には、人民法院は、権利者の主張及び提供した証拠を参考にして賠償金額を確定することができる。

法的性質： 行政法規

規定名称： 知的財産権保護の強化に関する意見

公布部門： 中共中央弁公庁、国务院弁公庁

公開期日： 2019.11.24 実施期日： 2019.11.24

- 2022年までに、権利侵害の多発現象を効果的に抑制し、権利者の権利保護における「举证が難しい、周期が長い、コストが高い、賠償額が低い」という局面を顕著に改善することを実現する。2025年までに、知的財産権保護の社会満足度を比較的高い水準に達して維持し、保護能力を効果的に高め、保護システムをより健

全化し、知識の価値を尊重するビジネス環境をより最適化し、知的財産権制度によるイノベーション激励の基本保障作用をより効果的に発揮させることを実現する。

- ▶ 権利侵害・模倣行為への懲罰力を強化し、証拠基準を厳格に規範化し、事件の執行措置を強化し、新業態・新分野の保護制度を整備するよう要求する。専利、著作権等の分野に権利侵害の懲罰的賠償制度の導入を加速することを提案する。営業秘密、秘密保持が必要な商務情報及びそのソースコード等に対する効果的な保護を模索・強化する。
- ▶ 刑事的な取締りを強化し、知的財産権侵害犯罪の有罪基準の引き下げを研究し、量刑処罰の強度を高める。パテントリンケージ制度、薬品専利期間補償制度の確立を模索する。電子商取引プラットフォーム保護管理基準等を制定する。
- ▶ 法執行監督を強化し、健全な社会共同管理モデルを構築し、専門技術によるサポートを強化する。権利付与・権利確定・権利保護の一連の手続を最適化し、部門・地域を跨ぐ案件の協同処理を強化し、簡易案件と紛争の迅速な処理を推進し、知的財産権保護機構の建設を強化する。

法的性質： 司法解釈

規定名称： 知的財産権司法保護の全面的強化に関する意見

公布部門： 最高人民法院

公開期日： 2020.04.15 実施期日： 2020.04.15

- ▶ 権利者の訴訟・権利保護コストを低減し、訴訟周期を短縮し、損害賠償を強化し、当事者の挙証困難を緩和し、司法保護の実際効果を確実に強化する。
- ▶ 挙証責任配分規則、挙証妨害排除制度及び証人出廷証言制度を完備し、電子データ証拠の収集ルートを広げ、法に基づき当事者の証拠保全、調査・証拠収集の要請をサポートし、当事者の挙証負担を軽減する。
- ▶ 知的財産権に関する裁判方式の改革を深化し、厳格に法に基づき鑑定依頼、訴訟中止、再審などの審査基準を把握し、不必要な時間の浪費を減らす。
- ▶ 第三者のデータを十分に活用し、法律に基づき権利侵害による利得状況を確認する。情状が深刻な知的財産権侵害行為に対し、法に基づき賠償金額を高めに確定し、法に基づき模倣品または海賊版商品並びに主に権利侵害に用いられる材料と器具を没収・廃棄し、知的財産権侵害行為の再発生を効果的に阻止する。
- ▶ 知的財産権審判の情報化構築を強化する。知的財産権の司法設備の現代化、スマート化構築を強化し、区域を跨ぐ知的財産権の遠隔訴訟プラットフォームの構築を積極的に推進する。オンライン立件、オンライン証拠交換、電子送達、オンライン開廷、スマート音声認識、電子ファイリング、移動微法院などの情報化技術の普及と活用を強力に推進し、審判業務のプロセス全般のオンライン処理を支援し、知的財産権紛争の司法解決の利便性、効率性と透明性を高める。電子ファイル、裁判文書、審判情報等への高度な活用を強化し、司法ビッグデータを十分に

活用してスマートサービスと適切な解決策を提供する。

法的性質： 司法解釈

規定名称： 最高人民法院による電子商取引プラットフォームに関わる知的財産権民事事件の審理に関する意見

公布部門： 最高人民法院

公開期日： 2020.09.10 実施期日： 2020.09.10

- 電子商取引プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内で経営者が知的財産権を侵害したことを知り、または知るべきである場合には、速やかに削除、ブロック、リンク切断等の必要な措置を講じなければならない。プラットフォーム内で経営者が繰り返し故意に知的財産権を侵害した場合には、電子商取引プラットフォーム経営者は、取引及びサービスの停止措置を講じる権利を有する。
- 電子商取引プラットフォーム経営者には、知的財産権の権利類型、商品またはサービスの特徴等に基づき、プラットフォーム内の通知及び声明メカニズムの具体的な執行措置を制定することが要求される。
- 「悪意的」と考慮される要素：偽造または変造された権利証明書を提出すること、虚偽の権利侵害比較の鑑定意見、専門家意見を提出すること、権利状態が不安定であることを知りながらも、通知を発送すること、通知に誤りがあることを明確に知りながらも、速やかに撤回または訂正を行わないこと、繰り返しエラー通知を提出すること等がある。
- 法院が、プラットフォーム経営者による声明に悪意があるか否かを認定する際に、考慮できる要素：偽造または無効な権利証明、授權証明を提出すること、声明には虚偽な情報が含まれるか、または明らかに誤解を招くものであること、通知に権利侵害を認定した有効裁判または行政処理決定が添付されたにもかかわらず、声明を発表する。声明の内容に誤りがあることを明らかに知りながらも、速やかに撤回または訂正を行わないこと等がある。

法的性質： 司法解釈

規定名称： 最高人民法院によるインターネットに関わる知的財産権侵害紛争におけるいくつかの法律適用問題に関する返答

公布部門： 最高人民法院

公開期日： 2020.09.12 実施期日： 2020.09.14

- 知的財産権の権利者がその権利が侵害されたと主張して保全申請を提出し、インターネットサービス提供者及び電子商取引プラットフォーム経営者に対し、削除、ブロック、リンク切断等の措置を速やかに講じるよう要請した場合、人民法院は法に基づき審査して裁定しなければならない。
- インターネットサービス提供者、電子商取引プラットフォーム経営者は、知的財産権の権利者が法に基づき発送した通知を受領した後、速やかに権利者の通知を

関連のインターネットユーザー、プラットフォーム内の経営者に転送し、かつ権利侵害を構成した初歩的証拠及びサービスの類型に基づき、必要な措置を講じるべきである。権利者が、法に基づき必要な措置を講じることがなく、インターネットサービス提供者、電子商取引プラットフォーム経営者が損害の拡大部分についてインターネットユーザー、プラットフォーム内の経営者と連帯責任を負うべきと主張した場合、人民法院は法に基づきこれを支持することができる。

法的性質： 司法解釈

規定名称： 最高人民法院と最高人民検察院による知的財産権侵害刑事事件の審理における具体的法律適用における若干の問題に関する解釈(三)

公布部門： 最高人民法院、最高人民検察院

公開期日： 2020.09.12 実施期日： 2020.09.14

- ▶ 特別な場合を除き、登録商標を冒用した商品、不正に製造された登録商標標識、著作権を侵害した複製品、主に登録商標を冒用した商品、登録商標標識または権利侵害の複製品の製造に用いられる材料と器具は、法に基づき没収・廃棄しなければならない。上述の物品は民事事件、行政事件の証拠として使用する必要がある場合、権利者の申請を経て、民事事件、行政事件の終結後またはサンプル採取、写真撮影等の方法により証拠を固定した後に廃棄すべきである。
- ▶ 情状に応じてより重い刑罰を科すことができるが、以下の場合には、一般的に執行猶予を適用しない：主に知的財産権の侵害を職業とする場合、知的財産権侵害を理由に行政処罰を受けた後、再び知的財産権を侵害して犯罪を構成した場合、重大な自然災害、事故・災害、公衆衛生事件の期間中に、災害救援、防疫物資などの商品の登録商標を冒用した場合、違法所得を拒否した場合がある。
- ▶ 知的財産権侵害を理由に犯罪した場合、犯罪の違法所得金額、不法経営金額、権利者にもたらした損失金額、権利侵害の模倣品の数量及び社会的危害性等の情状を総合的に考慮し、法に基づき罰金を課すべきである。
- ▶ 罰金額は、一般的に違法所得金額の1倍以上5倍以下で確定する。違法所得金額を確定できない場合、罰金額は、一般的に違法経営金額の50%以上1倍以下で確定する。違法所得金額及び違法経営金額にいずれも確定できない場合、3年以下の有期懲役、拘留、管制処分または単独の罰金に処すべきであり、また、通常3万元以上100万元以下で罰金額を確定する。3年以上の有期懲役に処する場合、通常15万元以上500万元以下で罰金額を確定する。

法的性質： 司法解釈

規定名称： 最高人民法院の法に基づく知的財産権侵害行為に対する懲罰強化に関する意見

公布部門： 最高人民法院

公開期日： 2020.09.14 実施期日： 2020.09.14

- 保全措置の適用を強化し、コア技術、有名ブランド、人気番組などの知的財産権を侵害または侵害しようとする場合、及び展示会で知的財産権を侵害または侵害しようとする場合に、取り返しのつかない損害をもたらす行為に対して、権利者が行為保全を申請するときには、人民法院は、法に基づき速やかに審査して裁定を下さなければならない。
- 権利侵害の事実が既に明確で、権利侵害が成立すると認定できた場合、人民法院は、法に基づき権利侵害の停止を先行的に判決できる。
- 法律に基づき補償を強化する。他人の知的財産権を故意に侵害し、情状が重大な場合には、法に基づき権利者の懲罰的賠償請求を支持し、故意の侵害行為に対する懲罰的賠償の抑止効果を十分に発揮させる。
- 刑事的規制を強化する。ネット販売による知的財産権侵害犯罪の違法営業金額、違法所得金額については、ネット販売の電子データ、銀行口座の取引記録、配送伝票、物流会社のコンピュータシステムの記録、証人証言、被告人の供述等の証拠認定を総合的に考慮しなければならない。
- 法に基づき違法所得を厳格に追徴し、罰金刑の適用を強化し、犯罪者が再び知的財産権を侵害する能力と条件を剥奪する。

法的性質： 司法解釈

規定名称： 最高人民検察院による検察職能の全面的履行と法に基づく役務及び自由貿易実験区の建設に関する意見

公布部門： 最高人民検察院

公開期日： 2020.10.24 実施期日： 2020.10.24

- 企業の知的財産権の司法保護を強化し、革新的で開放的な投資環境の構築を促進する。商標権、専利権、著作権、営業秘密等の知的財産権侵害犯罪及び模倣品・粗悪品の生産・販売犯罪を法に基づき取り締まり、重大な国家戦略的ニーズ、重大な科学研究プロジェクト及び重点的なコア技術等に及ぶ分野における知的財産権への保護を重点的に強化する。科学技術成果の合理的な利用と改良・向上を奨励・保護し、並行輸入、ブランディング加工輸出、一時国境通過などの貿易過程における知的財産権問題を適切に処理する。訴訟権利告知の試行業務を推進し、知的財産権の権利者の参与度を高める。自由貿易実験区内の科学技術製品及び成果の自由取引秩序を積極的に擁護し、科学技術のイノベーション力を激励するために有力な司法保護を提供する。
- 民事訴訟の監督を強化し、涉外民商事紛争、涉外知的財産権紛争等の事件の審判、執行活動に対する法律監督の強化を重視し、民営企業の権益を侵害する虚偽訴訟、悪意訴訟に対する懲罰を強化する。

このような環境の下で、中国の司法保護体系の構築も次第に全面的に強化され、人民法

院は知的財産権保護体系の重役として、法治中国の建設、イノベーション型国家の建設等の推進において重要な役割を果たしている。2020年4月21日に最高人民法院が公布した「中国法院知識産権司法保護状況（2019年）」によると、全国の法院において新たに受理された各種知的財産権事件は481,793件であり、既済事件は475,853件であり、同期比で約44.1%と48.9%増加した。

以上のように、近年、中国の知的財産権事業は急速に発展しており、ネットワーク環境における知的財産権の司法保護が日々強化されており、国家は相応の政策、措置を逐次に打ち出し、知的財産権保護の強化に努め、法に基づき知的財産権侵害行為を厳しく取り締まり、国際的に一流のビジネス環境づくりを図る。

第二節 インターネットに関わる事件の傾向

中国インターネット情報センターの統計によると、2017年6月までに、中国のネットユーザーは7.51億人に達し、インターネットの普及率は54.3%で、2016年末より1.1ポイント上昇した。インターネットをはじめとするデジタル技術は経済社会の各分野との深い融合を加速しており、中国の消費アップグレード、経済社会の転換、国家競争の新たな優位を構築するための重要な推進力となっている。インターネット技術の広い範囲における活用に伴い、通信販売、キャッシュレス決済、インターネットにおける著作権侵害などのインターネットに関わる紛争事件の数量が、急速に増えてきたので、伝統的な訴訟規則と審理メカニズムは、このような新たな状況に対応することが難しい。この背景下、杭州、北京、広州インターネット法院が相次いで設立され、11種類のインターネットに関わる事件⁷を審理する。その中、知財に関連する事件は、インターネットにおいて、初めて発表された著作物の著作権または著作隣接権の帰属をめぐる紛争事件、インターネットにおいて、オンライン発表または伝達された著作物の著作権または著作隣接権を侵害した事件及びインターネットドメイン名の権利帰属、権利侵害及び契約紛争の3種類の事件が含まれる。

下記は、既に設立された3つのインターネット法院の事件受理状況に基づき、現在のインターネット関連事件の趨勢について簡単に分析する。

(1) 各インターネット法院における事件受理状況

(a) 杭州インターネット法院⁸における事件状況

杭州インターネット法院は、2017年に設立された全国初のインターネット法院であり、現時点でその公表された事件受理データは、インターネット著作権紛争事件及び電子商取引事件の2つの方面のみに及んでいる。

杭州インターネット法院が公表したデータによると、2017年5月から2018年4月までに杭州インターネット法院が受理した著作物情報インターネット伝達権侵害紛争は計2,736件、その他のインターネット著作権の所有権帰属、権利侵害紛争が90件、著作物情報インターネット伝達権侵害紛争は知的財産権事件総数の83%を占めている⁹。

公表された電子商取引事件のデータは、2018年度のデータを集計したものであり、事件の受理事由から見ると、電子商取引事件には通信販売契約紛争、通信販売製品責任紛争、インターネットサービス契約紛争の3種類が含まれている。2018年度に受理した通信販

⁷ 11種類のインターネットに関わる事件の詳細は、第三章第三節「インターネット法院の具体的な管轄範囲」の内容をご参照ください。

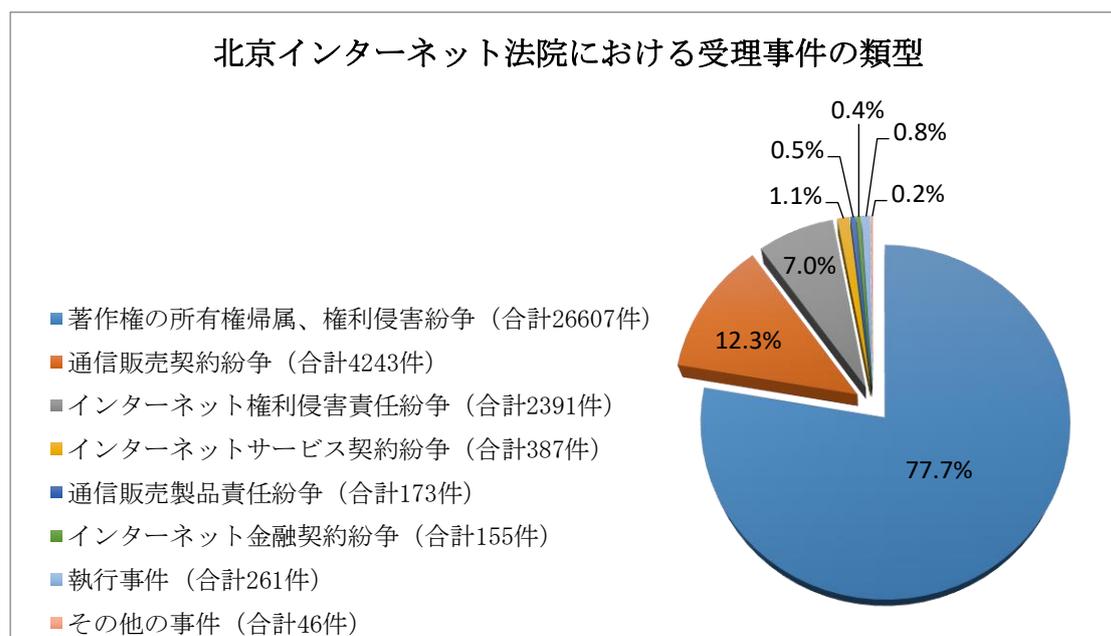
⁸ 杭州インターネット法院公式サイト(URL: <http://hztl.zjcourt.cn/>)

⁹ RUL: http://www.cipnews.com.cn/Index_NewsContent.aspx?NewsId=107993

売契約紛争は 443 件、通信販売製品責任紛争は 1,181 件、インターネットサービス契約紛争は 475 件、合計 2,099 件である¹⁰。

(b) 北京インターネット法院における事件状況¹¹

北京インターネット法院が2018年9月から2019年8月までに受理した事件の類型を見ると、著作権の所有権帰属、権利侵害紛争事件も同様に大きな割合を占めており、年間受理総件数の 77.7%を占めている¹²。



データによると、近年の割合が比較的に高い知的財産権侵害事件は、主に著作権紛争事件であることが分かった。著作物の種類には、写真の著作物、言語の著作物、映画の著作物及び映画撮影に類似した方法により創作された著作物、美術の著作物、音楽の著作物等があり、そのうち、写真の著作物、言語の著作物、映画の著作物及び映画撮影に類似した方法により創作された著作物に関する事件の件数は、著作権事件の件数の上位 3 位を占めており、それぞれ 51.7%、18.8%、18.2%の割合を占めている。また、写真類の著作権侵害事件は、著作権事件の半分以上を占めている¹³。

現在、インターネットに関わる写真の著作物、画像等はインターネット権利侵害事件の多発分野となり、既に一定のパターンに類型化された訴訟となっている。訴訟の主体から見れば、原告は相対的に集中しており、主に専門の画像会社であり、関連事件の件数上位 5 社が提訴した画像類事件は、画像類事件全体の 43%を占めている¹⁴。

¹⁰RUL:http://hztl.zjcourt.cn/art/2019/3/19/art_1225222_41380785.html

¹¹北京インターネット法院公式サイト (URL : <https://www.bjinternetcourt.gov.cn/>)

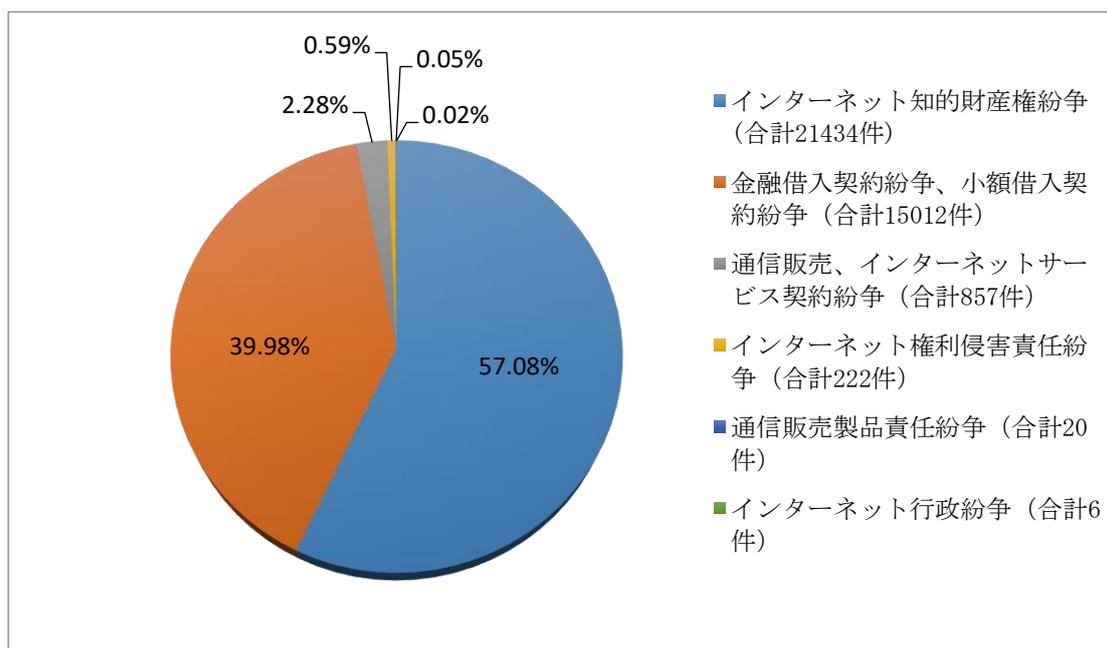
¹²「北京互聯網法院審判白皮書 (2018. 9-2019. 9)」

¹³「北京互聯網法院審判白皮書 (2018. 9-2019. 9)」

¹⁴ RUL:<https://tech.sina.com.cn/roll/2020-04-23/doc-iirczymi7994094.shtml>

(c) 広州インターネット法院¹⁵における事件状況

広州インターネット法院が公開したデータによると、同様にインターネット権利侵害事件がその受理総件数の約 57.1%も占めているが、金融借入契約紛争、小額借入契約紛争に関わる事件は明らかに上昇傾向にあり、既に受理総件数の約 40%を占めている。新しい事件類型の増加も、現在の中国のインターネット新技術、新業態、新モデル、新コンテンツにおける著しい発展を反映している。



広州インターネット法院の事件受理データ図表¹⁶

(2) インターネット関連事件の現在の動向

3つのインターネット法院の各地状況はやや異なっており、公表された事件受理データの類型、データの基礎情報も完全に統一されていないが、上述 2017 年、2018 年の一連の関連データから見ると、明らかにその事件数が年々上昇していることが分かる。杭州インターネット法院が発表した 2018 年のデータによると、その年間の電子商取引事件は僅か 2,099 件であったのに対し、北京インターネット法院においては通信販売契約紛争事件のみで受理件数は計 4,243 件であり、単純に数値から見ると、その増加傾向が非常に顕著である。

また、公表されたデータによれば、インターネットに関わる事件は、従来多発した著作物情報インターネット伝播権侵害紛争事件から、次第により広い分野に移行しており、従来の知的財産権事件に限定されず、従来の産業範囲を超えて、より多くの分野、類型に及

¹⁵ 広州インターネット法院 (URL : <https://www.gzinternetcourt.gov.cn/index.html>)

¹⁶ URL:<https://www.gzinternetcourt.gov.cn/article-detail-601.html>

んできたことが分かった。現在、インターネットの関連事件は、知的財産権事件の割合が高く、事件類型が複雑化し、係争物が多元化し、サービス紛争事件が著しく増加し、新しい事件類型が増加するなどの傾向を示している。

第三節 中国法院の IT 化、AI 化

(1) 智慧法院の建設

2015年7月、最高人民法院は初めて「智慧法院」という概念を提出した。その目標は法院の情報化建設のモデルチェンジ・アップを推進することによって、裁判システムと裁判能力の現代化を実現することである。2017年4月20日、「最高人民法院による智慧法院の建設の加速に関する意見」（法発〔2017〕12号）が公布された。当該意見により、智慧法院とは、人民法院が先進の情報化システムを十分に利用し、全業務のオンライン処理、法に基づく全プロセスの公開、全方位インテリジェントサービスを提供でき、公正の司法、民衆利益を守る司法を実現できる組織、建設と運行形態を指す。

上記の背景において、伝統的な法院が、様々な訴訟活動のオンライン化を積極的に推進し、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、人工知能、ブロックチェーン、インターネットなどの先端技術を運用し、情報技術の司法における高度な活用を全面的に推進している。

(a) 人工知能の活用

2016年に最高人民法院は、全国の法院で電子ファイルの同時生成と高度な活用業務に取り込んできた。現在、各地の伝統的な法院は、スマート化された各種の審判補助システムを積極的に開発し、事件繁簡の分流、事件のスマート画像、法廷審理の自動巡視、法律条項及び類似事件の精確な推薦、文書の自動生成、文書の瑕疵の自動修正、裁判リスクの逸脱度警告などの機能を実現しつつである。

(b) ブロックチェーンの活用

オンライン訴訟における電子証拠の取得、保存、認証が難しい問題に対して、中国法院は積極的に「ブロックチェーン+司法」モードを探索し、ビッグデータ、クラウド記憶とブロックチェーン技術を基礎に、ブロックチェーン技術の偽造防止、改竄防止の特性を利用して、電子証拠の保存信頼性と真実性を大幅に向上させた。2019年10月31日までに、北京、上海、天津、吉林などの省（市）の22軒の法院及び国家授時センター、多元的紛糾調停プラットフォーム、公証役場、司法鑑定センター等の27のノードを建設され、1億9,400以上の証拠データをブロックチェーンに保存、固定するタスクを完了している¹⁷。

(c) ビッグデータの活用

最高人民法院は、人民法院ビッグデータ管理・サービスプラットフォームを設立し、こ

¹⁷ 2019年「中国法院の互聯網司法」白書
(URL:<https://file.chinacourt.org/f.php?id=43639&class=file>)

れによって全国 3,507 軒の法院での審判執行、人事政務、研究情報などのデータをリアルタイムで収集することができる。2019 年 10 月 31 日までに、既に全国の法院での 1 億 9,250 万件の事件データを収集できている¹⁸。

(d) 移動微法院

オンライン訴訟の活用を拡大するために、最高人民法院は 2019 年 3 月 19 日、「一部の法院で『移動微法院』の試行業務を推進することに関する通知」を公布し、「移動微法院」の試行範囲を浙江省から北京、河北、遼寧、吉林、上海、福建、河南、広東、広西、四川、雲南、青海の 12 省（区、市）の管轄区内裁判所に拡大することを決定した。

「移動微法院」は、試行法院で受理した民商事第一審、第二審及び執行事件に適用されるが、国家秘密、営業秘密、個人のプライバシーまたは法律の規定により秘密保持されるべき事件は除外される。「移動微法院」は、WeChat プログラムなどの技術的手段により、モバイル端末訴訟プラットフォームを構築し、裁判執行システムとモバイル訴訟プラットフォームの効果的なドッキングを実現する。「移動微法院」の訴訟プラットフォームを通じて、モバイル端末によりオンラインで提訴、受理、送達、調停、証拠交換、裁判、判決、執行などの訴訟の手続きを行うことができる。人民法院報¹⁹の報道によると、2020 年末までに、「移動微法院」で処理された案件数は 220 万件を超え、プラットフォームの総訪問数は 5.22 億人に達したということである。

中国智慧法院は、2015 年より建設が始まり、5 年間を経て、大きな成果を収めている。特に 2020 年には、コロナ禍が発生して以来、智慧法院の建設成果が活用され、オンラインで審理される紛争が増えてきた。今後、「智慧法院」の建設は、引き続き推進されていくと思う。

(2) 伝統的な司法体制でインターネット法院の作用、位置付け

伝統的な法院は、「智慧法院」の建設の過程において、インターネットなどの技術を利用して、一部の業務を IT 化、AI 化しているが、すべての業務プロセスをオンラインで処理しているのではない。インターネット法院は、「智慧法院」の構築の重要な一歩となり、初めて、案件の受理から、審理、判決書の言い渡し、文書の送達までの全てのプロセスについて、オンラインで行うことを実現した。そのほか、インターネット法院は、伝統的な司法体制において、下記の役割を果たしている。

(a) ネット関連事件を既存の裁判システムから切り離し、専門的な司法システムを構築し、専門的にネット関連事件を審理し、裁判の質を向上させること。

(b) 情報技術と司法裁判の融合発展の新たな道を模索し、ネットワーク空間の司法管理の新たなルールを確立し、司法裁判モードのモデルチェンジとインターネット管理

¹⁸ 2019 年「中国法院の互聯網司法」白書

(RUL:<https://file.chinacourt.org/f.php?id=43639&class=file>)

¹⁹ RUL:http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2021-01/07/content_175385.htm?div=-1

システムの変革を探索し、智慧法院の建設へ経験を提供する。

インターネット法院と伝統的な法院は相互補完の関係にあり、いずれも「智慧法院」の一部として、各自の役割を果たしている。

(3) インターネット法院における IT 化、AI 化の事例紹介

(a) 杭州インターネット法院における IT 化、AI 化の事例紹介

1) 知能証拠分析システム

2019年12月12日、杭州インターネット法院は知能証拠分析システムを導入し、このシステムは全ての証拠資料を分析・比較した上、裁判の慣習に基づき証拠リスト及び相応な証明対象を作成し、自動的に序列化・分類し、直観的に各種証拠を呈示でき、証拠リストを開くと、各種証拠が一目瞭然となるため、裁判官の審理が便利になった。当事者が提出必要のある証拠が欠けている場合、またはアップロードした電子証拠と記載された証明対象とが全く無関係である場合、またはアップロードが間違った場合、システムは自動的に提示できるようになった²⁰。

2) 競売執行における 5G+VR 技術の活用

執行段階において、杭州インターネット法院も VR 技術を採用しており、2020年4月28日には初めて 5G+VR 技術、720°パノラマ生放送技術を運用して、司法の競売待ち車両を生放送し、オンラインで視聴者と交流できた。今回の取り組みはオンラインで執行され、接触なしでサンプルを見る新たな実践であり、競売品の露出率を増やし、司法競売の参与コストを削減できた²¹。

(b) 北京インターネット法院における IT 化、AI 化の事例紹介

北京インターネット法院の電子訴訟プラットフォームは、既に音声認識、顔認証などの成熟した技術を高度に活用でき、多元的な調停、裁判執行、電子証拠保管及び電子送達などの複数のプラットフォームを一体化し、起訴、調停、立件、送達を実現している。法廷審理、判決、執行、上訴などの全プロセスをオンラインで操作でき、クラウドコンピューティング・プラットフォームを介して複数のデータセンターを統合的に管理し、統合された仮想データセンターとクラウド・リソースプールを構築し、統合されたデータ交換サービスを提供できる。また、AI 技術の活用においても、他の 2 つのインターネット法院より比較的に進んでいる。

1) 「AI 仮想裁判官」

²⁰ URL:http://hztj.zjcourt.cn/art/2019/12/12/art_1225222_41403422.html

²¹ URL:http://hztj.zjcourt.cn/art/2020/4/28/art_1225222_52497867.html

北京インターネット法院は、実際の裁判官の画像を使用し、仮想技術で3Dイメージを合成し、「AI 仮想裁判官」を創設し、それを「訴訟サービス・プラットフォーム」、「知能訴訟引導」セクション及び移動微法院サービスの「スマート Q&A」セクションに組み込み、当事者の質問を回答する。「AI 仮想裁判官」は、同時に音声とテキストで解答でき、オンラインサービスが親和性と現実感を感じさせ、スマート訴訟誘導の「人間性」を促進できる。現在、「AI 仮想裁判官」は4つのカテゴリー、82件の質問に解答することができる。



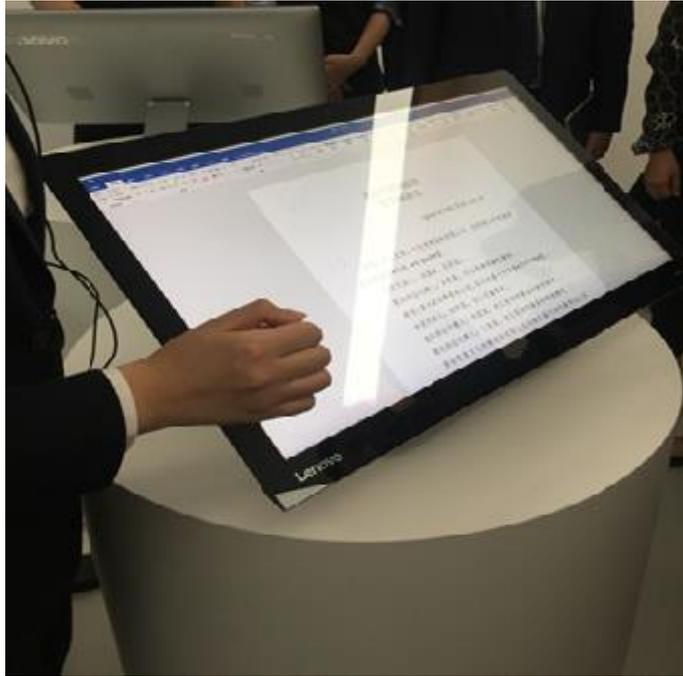
北京インターネット法院の「AI 仮想裁判官」²²

2) 文書自動生成

現在、北京インターネット法院は法律知識図鑑技術を利用し、法律規定と法律文書の構造について双方向に解析し、必要な法律知識図鑑と文書を生成して基本ロジックを形成できる。電子ファイルのコンテンツ処理機能によって抽出された要素に基づき、法律文書の意味要素の概念知識図鑑を生成して、証拠のスマート審査から取得された事件情報と結び付け、要素情報ノードを文書生成テンプレート上に配置し、法律分野における自然言語理解(NLP)技術に基づき、対応の言語テキストを自動的に合成し、文書の自動生成を実現できた。2019年8月31日まで、北京インターネット法院の電子訴訟プラットフォームは、文書自動生成サービスを通じて、各種文書計127,687件を自動的に生成し、そのうち、判決書、裁定書、調停書などの文書は計4,597件、裁判文書の自動生成使用率が50.3%に達し、開廷呼出状、応訴通知書などの標準文書は計166,706件²³、事件処理の進捗を有効に促進した。

²² 撮影者：北京天達共和律師事務所 王瑾（注：写真に掲載されている人物肖像はモザイク処理した）

²³ 「北京互聯網法院審判白皮書（2018.9-2019.9）」



北京インターネット法院で判決書の自動生成方法を実演²⁴

(c) 広州インターネット法院における IT 化、AI 化紹介

1) 「楓橋 E 駅」の設置

広州インターネット法院は、2020年6月30日に革新的に「楓橋 E 駅」を立ち上げた。「E 駅」は伝統的な「楓橋経験」²⁵と現代のインターネット「思考」を一体化し、現地では「紛争解決駅」を作り上げた。紛争解決ステーションを通じて企業、機関のインターネット・プラットフォームを直接に設置することにより、インターネット企業データ、技術的優位性及び自社の紛争解決資源を活性化し、プラットフォーム紛争の解決を促す。「楓橋 E 駅」は「オンラインの派遣法廷」のようなものであり、法院と企業間の紛争解決の架け橋づくりを意図している。法院が中心に立って調停を組織することで、プラットフォーム管理と司法管理の能動的な連携を実現し、「ワンストップ」を理念として当事者に「駅」式の便利を提供し、事件がインターネットから出ることがなく、人が家から出ることがなく、その場で紛争を解決できるように確保するものである。「楓橋 E 駅」が立ち上げられて1ヶ月以来、すでにテンセント、アリババ、バイドゥと広州地方金融リスク監視防御センターの4つのプラットフォームでサイトを設立し、50件余りの紛争調停に成功し、平均調停時間は僅か35分ほどであった。

²⁴ 撮影者：北京天達共和律師事務所 王瑾

²⁵ 「楓橋経験」とは、1963年に浙江省紹興市諸暨県（現在の諸暨市）楓橋鎮の幹部と公衆が模索した「公衆を動員して頼り、問題を上級機関に持ちあげず、現地で解決し、逮捕人数が少ない、治安が良いことを実現する」という管理方式を指す。その本質は「現場で問題を解決する」ということである。

2) 5G 仮想知能法廷——「YUE 法廷」の設立

2020年頭からの新型コロナウイルスの感染拡大は、全国の法院体系のオフライン司法事件処理に大きな影響を及ぼした。伝染病の予防期間中における司法ニーズを満たし、各司法裁判業務の遂行を確保するため、広州インターネット法院は豊富なオンライン訴訟技術と経験を生かし、全国に先駆けて初の5G仮想知能法廷「YUE法廷」を開設した。「YUE法廷」はビデオ分割技術をベースにして、仮想生放送、映像音声、録音システム、グリーンボックスなどのシステムを統合して、一面の緑スクリーンのみで、人物をリアルタイムで仮想法廷空間に合成することができ、異なる法廷の裁判官、人民陪審員を同枠で同時に開廷できて、法定裁判の現場制限を打ち破った。「YUE法廷」が開設された以降、伝染病予防期間中に人民陪審員が法廷現場に出席困難という問題は有効に解決された。当該法廷によれば、裁判官と陪審員は異なる地理的空間に居るにもかかわらず、「YUE法廷」で映し出されたのは同じ場面で、時間遅滞もなく意思疎通できるため、法廷審理はもう時間と空間の制約を受けない。

第四節 法院の裁判情報の公開状況

中国法院は、司法公開をインターネット技術の司法分野における活用の重要な切り口としている。2013年以降、中国法院は裁判プロセス、法廷審理の公開、裁判文書、執行情報などの四大のプラットフォームの構築を積極的に推進し、中国裁判プロセス情報公開網²⁶、中国裁判文書網²⁷、中国法廷審理公開網²⁸、中国執行情報公開網²⁹を相次いで開設し、司法の公開性と透明性を絶えず促進している。

(1) 伝統的な法院の裁判情報の公開について

伝統的な法院の裁判文書、開廷の生放送に関する情報は、上記の四つのプラットフォームで情報を獲得できる。2019年10月31日までに、中国裁判プロセス情報公開網で公開された事件は2,200万件を超え、公開された事件情報は11億件を超え、電子送達による訴訟文書は5万件を超えた。中国開廷審理公開網は開廷審理550万件を生放送し、クリック回数が200億回を超えた。中国裁判文書網は各種の裁判文書8,030万件を公開し、サイトのアクセス回数は370億回を突破し、訪問客が210以上の国と地域に渡り、世界最大の司法公開データ情報資源バンクとなった。中国執行情報公開網で公開中の消費制限情報は延べ613万人で、公開終了後の執行案件は1,006万件、アクセス回数は2.2億人を超えた³⁰。

(2) インターネット法院の裁判情報の公開について

インターネット法院は、いずれも公式サイトに裁判の公開などの機能を設置している。以下、3つのインターネット法院の情報公開における具体的な状況をそれぞれ紹介する。

(a) 杭州インターネット法院における裁判公開、インターネット中継の状況

1) 法廷審理公開、中継について

杭州インターネット法院のオンライン法廷審理規範によると、オンライン法廷審理の全過程は録音録画されることになるが、恐らく当法院設立が最も早く、当時の限られた技術に制限され、その訴訟プラットフォーム「法廷審理実況」にアップロードされた動画資料は僅か8件に過ぎなかった。また、杭州インターネット法院は、その訴訟プラットフォームに「智慧法院」も設置されて開廷審理の実況を生放送している。

²⁶RUL: <https://splcgk.court.gov.cn/gzfwwww/>

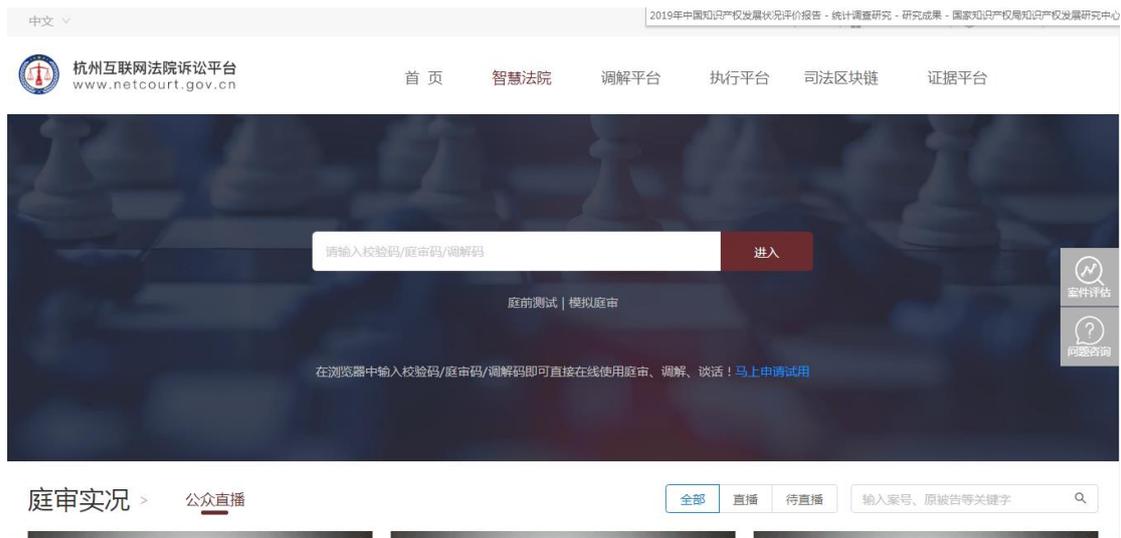
²⁷RUL: <https://wenshu.court.gov.cn/>

²⁸RUL: <http://tingshen.court.gov.cn/>

²⁹RUL: <http://zxgk.court.gov.cn/>

³⁰ 2019年「中国法院の互聯網司法」白書

(RUL: <https://file.chinacourt.org/f.php?id=43639&class=file>)



智慧法院ページのスクリーンショット

3) 裁判文書公開について

杭州インターネット法院は、その訴訟プラットフォームにおいて「裁判文書公開」のオプションを設けているが、関連文書の資料をアップロードしておらず、クリックすると最高人民法院のサイトに直接にリンクしている。

4) 執行情報公開について

杭州インターネット法院には「執行プラットフォーム」が設置されており、そこに当事者が何時でも進捗状況を検索できる「執行申請」が設けられている。また、「執行頭条」セクションが設けられ、今日頭条と連携して関連公告を掲載し、複数のルートで信用喪失被執行者のリストを公表している。



「執行頭条」セクションのスクリーンショット

(b) 北京インターネット法院における裁判公開、インターネット中継の状況

1) 裁判プロセスについて

杭州インターネット法院と同じく、北京インターネット法院もその「訴訟サービスプラットフォーム」において「訴訟ガイドライン」を単独に設置し、関連手続、プロセスの処理について紹介しているが、事件の進捗、プロセスの照会について当事者のみに対して公開している。また、「訴訟サービスプラットフォーム」では、開廷公告、公告送達などの情報を検索することができる。



北京インターネット法院の「訴訟ガイドライン」ページのスクリーンショット

2) 法廷審理公開、中継について

北京インターネット法院は他の 2 つの法院に比較して、法廷審理動画のアップロードの面でより包括的で完備されている。その「電子訴訟プラットフォーム」には「開廷審理公開」セクションが設けられている。アップロードされた裁判動画は、開始時刻と終了時刻に基づき、該当時間帯のすべての動画資料を検索ことができ、重要な情報（事件番号、事件名）に基づき検索することもできる。



北京インターネット法院の「開廷審理公開」のスクリーンショット

3) 裁判文書公開について

北京インターネット法院は、その「電子訴訟プラットフォーム」において「文書公開」セクションを設けている。2020年10月27日まで、アップロードされた文書は18,401件で、また、案件事由、案件番号、当事者氏名に基づき選別・検索することができる。



北京インターネット法院の「文書公開」のスクリーンショット

4) 執行情報公開について

北京インターネット法院は、執行情報公開インタフェースを単独に設けておらず、その後の執行情報が「文書公開」を通じて関連の執行裁定を検索することができる。

(c) 広州インターネット法院における裁判公開、インターネット中継の状況

1) 裁判プロセスについて

広州インターネット法院は、そのホームページの「裁判公開」で「開廷公告」を検索することができ、「法院公告」で送達公告、執行公告、競売公告などの情報を検索することができる。

2) 法廷審理公開、中継について

広州インターネット法院がそのホームページの「裁判公開」で設けたセクションは、杭州インターネット法院に比べてより詳細で、その中には「開廷公告」、「開廷審理生放送」、「文書公開」などが含まれている。「開廷審理生放送」をクリックすると、さらに多くのオプションが出てきて、それぞれ「開廷審理生放送」、「開廷審理予告」、「生放送再生」、「開廷審理録画」（暫時、関連動画資料なし）の各セクションが含まれる。「生放送再生」には、2020年10月25日までにアップロードされた事件が11,236件で、その中には民事事件が11,232件、行政事件が4件、暫時、刑事事件の資料はない。また、「展示類型」、「事件類型」、「日付」によって選別でき、日付により最長で30日以内の事件情報を選別することができる。



広州インターネット法院の「開廷審理生放送」のスクリーンショット



3) 裁判文書公開について

広州インターネット法院は、裁判文書を単独に公開しておらず、「裁判公開」における「文書公開」オプションをクリックすると、「中国裁判文書網」に直接にリンクし、当該サイトで関連の裁判文書を検索することができる。



「文書公開」をクリックすると、「中国裁判文書網」にリンクしたスクリーンショット

また、広州インターネット法院は杭州、北京インターネット法院と比較して、「文書の逆公開」というオプションを設置したことで、データ公開の側面においてより進んでいる。当法院は、毎月アップロードされていない文書を整理・統計し、報告表を作成し、未公開の文書情報をまとめ、報告表には事件番号、事件事由、審査・承認手続、裁判期日及びオンラインできない理由が記載されている。



広州インターネット法院文書公開に関するスクリーンショット

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
1790	1787	(2020) 粵0192民初32755号	(老易诉蓝狗-小额-按撤-未缴费) 20-32708-32807号民事	一审	2020-07-31	以调解方式结案或者确认人民调解协议效力的			
1791	1788	(2020) 粵0192民初32756号	(老易诉蓝狗-小额-按撤-未缴费) 20-32708-32807号民事	一审	2020-07-31	以调解方式结案或者确认人民调解协议效力的			
1792	1789	(2020) 粵0192民初32757号	(老易诉蓝狗-小额-按撤-未缴费) 20-32708-32807号民事	一审	2020-07-31	以调解方式结案或者确认人民调解协议效力的			
1793	1790	(2020) 粵0192民初32758号	(老易诉蓝狗-小额-按撤-未缴费) 20-32708-32807号民事	一审	2020-07-31	以调解方式结案或者确认人民调解协议效力的			
1794	1791	(2020) 粵0192民初32759号	(老易诉蓝狗-小额-按撤-未缴费) 20-32708-32807号民事	一审	2020-07-31	以调解方式结案或者确认人民调解协议效力的			
1795	1792	(2020) 粵0192民初32760号	(老易诉蓝狗-小额-按撤-未缴费) 20-32708-32807号民事	一审	2020-07-31	以调解方式结案或者确认人民调解协议效力的			
1796	1793	(2020) 粵0192民初32761号	(老易诉蓝狗-小额-按撤-未缴费) 20-32708-32807号民事	一审	2020-07-31	以调解方式结案或者确认人民调解协议效力的			
1797	1794	(2020) 粵0192民初32762号	(老易诉蓝狗-小额-按撤-未缴费) 20-32708-32807号民事	一审	2020-07-31	以调解方式结案或者确认人民调解协议效力的			
1798	1795	(2020) 粵0192民初32763号	(老易诉蓝狗-小额-按撤-未缴费) 20-32708-32807号民事	一审	2020-07-31	以调解方式结案或者确认人民调解协议效力的			
1799	1796	(2020) 粵0192民初32764号	(老易诉蓝狗-小额-按撤-未缴费) 20-32708-32807号民事	一审	2020-07-31	以调解方式结案或者确认人民调解协议效力的			
1800	1797	(2020) 粵0192民初32765号	(老易诉蓝狗-小额-按撤-未缴费) 20-32708-32807号民事	一审	2020-07-31	以调解方式结案或者确认人民调解协议效力的			
1801	1798	(2020) 粵0192民初32766号	(老易诉蓝狗-小额-按撤-未缴费) 20-32708-32807号民事	一审	2020-07-31	以调解方式结案或者确认人民调解协议效力的			

2020年9月の広州インターネット法院におけるネット上に公開しない文書統計のスクリーンショット

4) 執行情報公開について

広州インターネット法院は、執行情報公開において最も全面的に取り込んでおり、そのプラットフォームにおいて「執行公開」を単独に設置しており、その中には法廷執行中の執行手続を中止した事件の情報、信用喪失者リスト、司法競売などの情報の公開が含まれており、さらに当事者はログインした後、自ら執行事件の状況を調べることができる。



広州インターネット法院の執行公開インタフェースのスクリーンショット

また、広州インターネット法院は、発効の法律文書で確定された義務を履行する必要のある当事者が、訴訟過程において訴訟規則、法律義務等を自発的に遵守したか否かなどについて、事件ごとに客観的に記録・評価し、司法信用報告書を作成する。当該司法信用報

告書は、緑、青、黄、赤、黒の5段階で評価を行い、「網通法鏈」知能信用生態システムに保存され、インターネットメディア、広州インターネット法院の公式サイト及び「E鏈智執」という執行作業プラットフォームなどのルートを通じて公表され、関連機関や個人の検索に供される。

第三章 インターネット法院の概要

第一節 インターネット法院の誕生及び発展

(1) インターネット法院の誕生

「杭州インターネット法院の設立に関する方案」は、2017年6月26日に中央全面深化改革領導組の審議を経て採択された。2ヶ月後の2017年8月18日、杭州インターネット法院が正式に設立され、中国ないし世界中で率先して新型の事件管轄裁判モデルを確立した。

2018年7月6日、中央全面深化改革委員会第3回会議において、「北京インターネット法院、広州インターネット法院の増設に関する方案」が審議を経て採択された。北京インターネット法院と広州インターネット法院も、それぞれ2018年9月9日、9月28日に相次いで設立された。

(2) インターネット法院の発展概要

2017年6月26日、中央全面深化改革領導組が杭州インターネット法院の設立を決議してから、既に3年半の歳月も経過しており、この3年半の間に、インターネット法院という先駆的なプラットフォームと新たな名称は、中国の司法分野で広く注目され、深い影響を及ぼしている。この部分では、インターネット法院の決議が誕生して以来の重要な出来事を紹介する。

6月26日、「杭州インターネット法院の設立に関する方案」は、中央全面深化改革領導組の審議を経て採択された。

6月

8月18日、世界初のインターネット法院——杭州インターネット法院(杭州鉄道運輸法院)が設立された。

8月

2017年

6月28日、杭州インターネット法院は、全国初の電子証拠プラットフォームを設立し、同時に「杭州インターネット法院電子証拠プラットフォーム規範」、「杭州インターネット法院民事訴訟電子証拠司法審査細則」を発表した。

6月

7月6日、中央全面深化改革委員第3回會議で「北京インターネット法院、広州インターネット法院の増設に関する方案」が審議を経て採択された。

7月

9月7日、最高人民法院は、「インターネット法院の事件審理における若干問題に関する規定」を発表した。

9月

9月9日、北京インターネット法院が正式に設立された。

9月28日、広州インターネット法院が正式に設立された。

9月

12月22日、北京インターネット法院は、「天秤鏈」を公開すると共に、建設・管理・応用シンポジウムを開いた。

12月

10月10日、杭州インターネット法院は、記者会見を開き、同法院の司法ブロックチェーンの運用開始を発表した。

10月

10月31日、杭州インターネット法院は、設立1周年座談会を開催した。

2018年

3月30日、広州インターネット法院の司法ブロックチェーン「網通法鏈」知能信用生態システムが、正式に稼働し始めた。

3月

5月28日、広州インターネット法院でE法亭の運営式が行われた。

5月

北京インターネット法院は、「天秤鏈応用接続技術及び管理規範」に関する記者会見を開いた。

12月

2019年

広州インターネット法院は、「点即達」知能メッセージ送達システムを運用し始めた。

1月

9月4日から9月9日にかけて、北京インターネット法院は、中国国際役務貿易交易会(服貿会)の招待を受けて、「天秤鏈-版權鏈」協同管理プラットフォームなどの業務成果を重点的に紹介した。

9月

2020年

第二節 インターネット法院の特徴

「法に基づき秩序正しく、積極的かつ着実に、司法規則を遵守し、大衆のニーズに応える」ことは、中央改革全面深化領導組³¹の会議で提唱された基本要求であり、インターネット法院の設立は、インターネットの発展に積極的に適応するための司法体制の調整における重要なステップである。インターネットに関連する各類型事件の訴訟メカニズムを完備し、インターネット類型事件の裁判能力の専門化を促進し、効率的な裁判を実現すると同時に、「事件が順調に終結したうえ、当事者間の関係が円満になる」という理想的な基準に近づく。インターネット法院の設立は、訴訟コストの削減を実現でき、当事者が訴訟を通じた権利保護の便宜を図れるだけでなく、同時に政府の司法コストを削減し、公共司法資源を節約することもできる。インターネット法院制度の利便性は、迅速かつ効率的にインターネット行為を規範化し、インターネット経営環境を浄化し、ダイナミックで健全なネットワーク生態を構築・維持し、インターネットのプラス優位性を活用して経済社会の活発な発展を推進する上で必ず有利になるであろう。

このような理念に基づき、インターネット法院は、「インターネットの形式」と「法院裁判機能」を「1+1」の如きに簡単に結合するのではなく、様々なインターネット先端技術を訴訟地の各段階で駆使し、インターネット訴訟の信頼性、効率化、スマート化、利便性及び裁判プロセスの再構築を推進するものである。インターネット法院制度の設立は、伝統的な法院に対する構造的な改造であり、裁判方式において次のような革新的な突破を上げられる。

第一に、訴訟過程のあらゆる段階における全面的な「ネットワーク化、オンライン化」である。インターネット法院は、文字通りインターネットにおいて事件を審理するゆえ、各インターネット法院は、電子訴訟情報プラットフォームを構築し、起訴、受理、送達、調停から始め、証拠交換、開廷前の準備、法廷審理、判決など訴訟過程のあらゆる段階をオンラインで実行できるため、当事者はどこに居ても、インターネットに繋がっていれば、訴訟過程のいずれかの段階を完了することができる。訴訟過程のあらゆる段階における全面的な「ネットワーク化、オンライン化」は、上訴理由によって破られないように、「最高人民法院のインターネット法院による事件審理における若干問題に関する規定」(以下、「規定」という)がインターネット法院によって審理された第一審事件に対して上訴を提起する場合、第二審法院も原則としてオンライン方式によって審理を行うべきである。

第二に、関連電子データの直接導入。インターネット法院によって構築された電子訴訟情報プラットフォームは、その指定された関連基準に基づき、各関連機関及び事業体で保存された関連電子データ情報を導入することを選択し、関連電子データ情報の直接導入、

³¹ 中央改革全面深化領導組は、2013年12月30日の中国共産党中央政治局の会議で、設立され、習近平が組長を務める組織である。主な職責は、経済体制、政治体制、文化体制、社会体制、生態文明体制と党の建設制度などの改革に関する重要な原則、方針政策、全体案を検討し、確認し、重大な改革を統一的に配置し、大局性、長期性、地区または部門を跨ぐ重大な改革問題を処理し、中央の重大な改革政策措置の実行を指導し、推進し、督促することである。

安全保存及び便利な活用を実現することができる。訴訟プラットフォームに関連電子データ情報の導入メカニズムを確立することにより、インターネット法院は、事件情報の閲覧、当事者身分の確認、迅速な証拠固定といったニーズが満たされ、当事者の挙証、法院による証拠調べ、認証の効率性と安全性が大幅に向上した。

第三に、電子送達の活用。「送達困難」、「送達不能」は、従来の訴訟プロセスにおける大難問であった。「規定」は、電子送達困難という問題に対し、社会の現実とインターネット時代の先端情報技術とを結びつけ、訴訟紛争を客観・公平・徹底的に解決するために、電子送達の適用条件、内容範囲、手段・方法及び発効規則を規定し、これも「インターネット技術」+「法院裁判」モデルの1つの模範的な運用である。インターネット法院は、中国裁判プロセス情報公開網、インターネット訴訟プラットフォーム、携帯電話のショートメッセージ、ファックス、電子メール、メッセンジャー・アカウントなどの様々な方式によって送達することができ、現行の有効なすべての通信形式をほぼ網羅している。「規定」は、「暗黙の同意に関する規則」を確立し、当事者が電子送達に関して事前約定または事後承認を行った場合には、同意と見なすことができると明確に規定し、当事者の意思を十分に尊重した上で、電子送達の適用条件を合理的に画定した。

第四に、電子ケースファイルの同時生成の実現。インターネット法院は、技術面での実力を十分に発揮し、音声認識技術を調停、法廷審理等の複数の訴訟過程に活用して同時に電子記録を作成し、当事者が直ちに照合したり、電子署名して確認したりできる。また、インターネット法院は、電子訴訟情報プラットフォームを通じて、事件の進展と同時に電子ケースファイルを生成・更新できる。ケースファイルは、電子ファイルの形式で保存され、上訴する際にそのまま移送でき、訴訟の全過程において「ペーパーレス化」を実現できた。

第三節 インターネット法院の管轄範囲及び控訴法院

(1) インターネット法院が受理できる事件の種類

「最高人民法院のインターネット法院による事件審理における若干問題に関する規定」は2018年9月3日に採択され、2018年9月7日より施行され、「規定」はインターネット法院が受理できる11種類の事件について明確に規定している。本節では、各インターネット法院が受理できる11種類の事件を次の通りに表で示す。

杭州インターネット法院 北京インターネット法院 広州インターネット法院 受理できる事件の種類 ³²	(1) 電子商取引プラットフォームを通じて、通信販売契約を締結または履行することにより生じた紛争
	(2) 締結行為、履行行為のいずれも、インターネットにおいて完了したインターネットサービス契約をめぐる紛争
	(3) 締結行為、履行行為のいずれも、インターネットにおいて完了した金融借入契約をめぐる紛争、小口借入契約をめぐる紛争
	(4) インターネットにおいて、初めて発表された著作物の著作権または著作隣接権の帰属をめぐる紛争
	(5) インターネットにおいて、オンライン発表または伝達された著作物の著作権または著作隣接権を侵害したことにより生じた紛争
	(6) インターネットドメイン名の権利帰属、権利侵害及び契約紛争
	(7) インターネットにおいて、他人の人格権、財産権等の民事的権益を侵害したことにより生じた紛争
	(8) 電子商取引プラットフォームを通じて購入された製品に製品欠陥があり、他人の人身・財産権益を侵害したことにより生じた製品責任紛争
	(9) 検察機関が提起したインターネット公益訴訟事件
	(10) 行政機関によるインターネット情報サービス管理、インターネット商品取引及び関連サービス管理等の行政行為から起因する行政紛争
	(11) 上級人民法院が指定管轄したその他のインターネット民事、行政事件

³² 「最高人民法院のインターネット法院による事件審理における若干問題に関する規定」は、2018年9月3日に採択され、2018年9月7日より施行された。

(2) インターネット法院の管轄地域

本節では、「最高人民法院のインターネット法院による事件審理における若干問題に関する規定」における関連規定に基づき、各インターネット法院の管轄地域を次の表に示す。

杭州インターネット法院の管轄地域	杭州市市轄区の各基層人民法院が管理権利を有する第一審（表 1 に示す類型）事件
北京インターネット法院の管轄地域	北京市市轄区の各基層人民法院が管理権利を有する第一審（表 1 に示す類型）事件
広州インターネット法院の管轄地域	広州市市轄区の各基層人民法院が管理権利を有する第一審（表 1 に示す類型）事件

(3) インターネット法院の控訴法院

本節では、「最高人民法院のインターネット法院による事件審理における若干問題に関する規定」における関連規定に基づき、各インターネット法院の控訴法院を次の表に示す。

杭州インターネット法院の控訴法院	杭州市中級人民法院	
北京インターネット法院の控訴法院	インターネット著作権の帰属をめぐる紛争及び権利侵害紛争、インターネットドメイン名をめぐる紛争の控訴事件	北京知識産権法院
	その他の事件	北京市第四中級人民法院
広州インターネット法院の控訴法院	インターネット著作権の帰属をめぐる紛争及び権利侵害紛争、インターネットドメイン名をめぐる紛争の控訴事件	広州知識産権法院
	その他の事件	広州市中級人民法院

第四章 インターネット法院とその他主体との連携

第一節 外部調停機関の連携

インターネット法院は、訴訟と非訴訟を結びつける多元化な紛争解決メカニズムの確立と健全化を継続的に模索し、多元化な紛争解決をインターネットの迅速な発展に伴って進展させるために、調停をインターネット法院の事件処理プロセスに取り入れ、事件処理の効率を高めることに繋がった。インターネット法院における新たな裁判モデルは、伝統的な司法常識を打ち破り、より多くの社会団体がインターネット法院の調停業務に参加している。現在、3つのインターネット法院は、いずれも国内の数十の社会調停機構と連携して、社会機構に所属する調停員がインターネット法院の事件の調停段階に幅広く参加し、情感と法律のバランスを図り、社会団体の力を利用して司法資源を節約でき、かつ訴訟紛争を適切に調停できる。

(1) 杭州インターネット法院

杭州インターネット法院は、インターネット時代の「楓橋経験」を積み重ね、多元的な紛争解決メカニズムの役割を發揮させるために、多くの電子商取引プラットフォームと連携し、電子商取引プラットフォームの自己浄化能力を向上させるよう指導・促進している。また、杭州インターネット法院も 12 の調停機関、512 名の調停員と協力し合い、社会団体の力を發揮し、多元化な紛争解決メカニズムを完備している。

調停委員会名簿		
中国インターネット協会 人民調停委員会	中国情報通信研究院コンサルテ ィング・サービスセンター	アリババ人民調停委員会
京東ネットワーク紛争 人民調停委員会	今日頭条ネットワーク紛争 人民調停委員会	新浪人民調停委員会
搜狗ネットワーク紛争 人民調停委員会	一点コンサルティング・ネット ワーク紛争人民調停委員会	バイドゥ人民調停委員会
杭州中小企業協会 調停センター	深圳市テンセントネットワー ク紛争人民調停委員会	杭州市余杭区共道雲 調停センター

(2) 北京インターネット法院

現在、北京インターネット法院も 27 の調停組織や機関の 115 名の調停員と密に協力し合い、「北京インターネット法院調停プラットフォーム」のオンライン事件処理システムを構築し、北京法院の立件、裁判システムをリアルタイムで協働し、全プロセスにおける事件データのオンライン転送を支援している。このオンライン調停システムを通じて、各

調停組織や機関の調停員は、調停員入口を介して全面的なオンライン調停を行うことができ、当事者は当事者入口を介して調停プラットフォームに参加することもできる。これらの社会機関や組織の調停員には、退職された裁判官や職業弁護士も居れば、インターネットや知的財産権などの業界に従事する人員なども居て、インターネット法院の特色を持つネットワーク関連紛争を調停する多元化・専門化チームである。

調停機関名簿		
北京ソフトウェア及び 情報サービス業協会 知的財産権紛争 人民調停委員会	知乎知的財産権紛争 人民調停委員会	バイドゥ 人民調停委員会
美团評論 ネットワーク紛争 人民調停委員会	深圳市テンセント ネットワーク紛争 人民調停委員会	海淀区工商連合会 知的財産権紛争 人民調停委員会
首都知的財産 サービス業協会	中国法律 コンサルティングセンター 調停センター	杭州市余杭区共道雲 調停センター
北京多元調停発展促進会	北京版權調停センター	北京賽智知的財産権 調停センター
中国インターネット協会 調停センター	アリババ 人民調停委員会	奇虎 360 ネットワーク紛争 人民調停委員会
今日頭条 ネットワーク紛争 人民調停委員会	北京京東參佰陸拾度 電子商務有限公司ネットワーク 人民調停委員会	北京快手 ネットワーク紛争 人民調停委員会
一点コンサルティング ネットワーク紛争 人民調停委員会	新浪 人民調停委員会	中国電子 工業標準化技術協会 知的財産権紛争 人民調停委員会
58 同城 ネットワーク紛争 人民調停委員会	北京千龍新聞ネットワーク伝播 有限責任公司ネットワーク紛争 人民調停委員会	北京善邦銀行 サービス紛争 調停センター

北京インターネット法院 特別招請調停員	中国電子工業標準化技術協会 知的財産権紛争 人民調停委員会	北京善邦銀行 サービス紛争 調停センター
------------------------	-------------------------------------	----------------------------

(3) 広州インターネット法院

インターネット法院は、各界の社会プラットフォームの力と連携し、「調停予約、遠隔調停、非同步調停、越境調停、共同調停、調停招請」+「自己和解」+「司法確認」+「オンライン訴訟」の「6+1+1+1」紛争解決モデルを構築し、弁護士、公証、仲裁、業界協会などの法律サービス要素を高度に融合させ、市場、社会、行政及び司法の各部門の紛争解決ルートをスムーズにする。

広東インターネット法院の紛争多元化調停プラットフォームは、現在 57 の各種社会機構や、総数 1,000 人も超えた各種社会プラットフォームの調停員と連携している。その中には、中国大陸部、香港・マカオ・台湾特別招請調停員 52 名、中国インターネット協会調停センター、広東中立法律サービス社、衆信電子商取引紛争オンライン人民調停委員会、広州市経済法学会商事紛争人民調停委員会、広州市消費者委員会など 24 の人民調停委員会、楓橋 E 駅阿里駅、深圳市テンセントネットワーク紛争人民調停委員会、北京京東参佰陸拾度電子商務有限公司ネットワーク紛争人民調停委員会などの 12 社のインターネットプラットフォーム企業、広州金融科技法律サービスセンター、北京融商一带一路法律と商事サービスセンター、広東省民営企業金融サービス協会、広東省粵港澳合作促進会などの 4 つの紛争処理機関、広東財経大学インターネット生態治理協同創新センター、中国人民大学法科学院、厦門大学法学院、復旦大学法学院などの 8 つの大学、並びに北京市盈科（広州）法律事務所弁護士調停スタジオ、広州金鵬法律事務所弁護士調停スタジオなどの 9 つの法律事務所が含まれる。

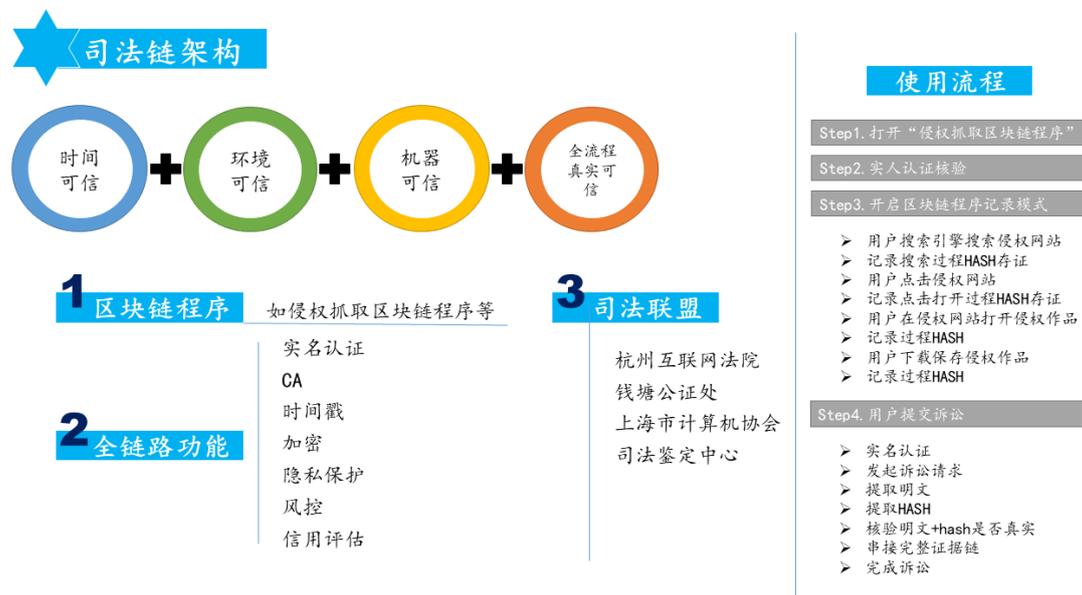
第二節 司法システムと社会団体共同でブロックチェーンを構築する

インターネット上の行為において、電子データが事件の最終審理までは4つの段階に及ぶ。すなわち、電子データの作成、保存、転送、提出である。従来、電子データプラットフォームは、電子データの証拠保管問題のみを解決し、電子データの証拠収集問題を解決したわけではなかった。2018年9月7日、最高人民法院は「最高人民法院のインターネット法院による事件審理における若干問題に関する規定」を発表し、ブロックチェーン形式によって収集保存された電子証拠を初めて認め、真実性の要件を満たした場合に、有効な証拠として採用できるとされた。

したがって、3つのインターネット法院は、それぞれ社会機関や組織と連携関係を築き、司法ブロックチェーンを構築した。

(1) 杭州インターネット法院

杭州インターネット法院が構築に参加したブロックチェーンは、3層の枠組み構造であり、それぞれの枠組みにおいて異なる機能を持つ社会機関や組織を利用・連携し、多様な目的を実現できた。



第1部分は、ブロックチェーンに関する手続であり、例えば、多発する著作権侵害事件の場合には、摘発プログラムによって権利侵害の著作物を摘発することができる。現在、杭州インターネット法院は、3種類の社会機関や組織のブロックチェーンと接続している。まず、著作権チェーンであり、現時点では華泰一媒、新華智雲に接続し、ワンクリックで当事者が指定した文章、画像の証拠保管を実現することができる。インター

ネット上での転載、権利侵害状況を自動的に監視し、発見する度に直ちに通知できる。証拠保管、監視、警報、証拠固定の全プロセスがオンラインで処理できるようになっている。次に、契約チェーンであり、現時点では e 籤宝、法大大電子契約プラットフォームに接続しており、オンラインで多方契約の締約、認証サービス（権威のあるデータベースに接続して、個人と企業の実名認証を迅速に完了させ、精確な検証を実現できる）、並びに証拠保管サービス（アリブロックチェーン技術と結び付け、改ざんを効果的に防止する）を実現できる。そして、金融チェーンは、現時点では中鈔絡譜ブロックチェーンに接続している。

第 2 部分は、完全チェーン化であり、その機能は、実は実名身元認証、デジタル署名認証（CA 認証）、タイムスタンプ認証、プライバシー保護、リスク管理と暗号化アルゴリズムなどを通じて、司法ブロックチェーン全体の安全性と信頼性を保障するものである。

第 3 部分は、司法連盟チェーンである。司法連盟チェーンにおいて、現時点では主に杭州インターネット法院を中心として、同時に公証処、司法鑑定機構、証拠保管会社を司法連盟チェーンの分布式節点として、1 つの完全な司法チェーンを形成している。

現在では、司法連盟チェーンは、4 種類の組織や機構により構成されている。

(a) 司法機関

杭州インターネット法院	杭州市中級人民法院
上海市第一中級人民法院	蘇州市中級人民法院
合肥市中級人民法院	寧波仲裁委員会電子証拠プラットフォーム
浙江省杭州市国立公証処	浙江省杭州市杭州インターネット公証処
前海公証処	上海市コンピュータ業界協会司法鑑定所

(b) 行政機関

中国版權保護センター	中央編弁ドメインネームセンター
杭州市データ資源管理局	杭州市不動産登記センター
文化放送新聞出版局	杭州市市場監督管理局
品質技術監督局	杭州未来科技城 知的財産サービスプラットフォーム

(c) 第三者による証拠保管・証拠収集プラットフォーム

安存	中国金融認証センター	趣鏈科術
中国雲籤	保全網	E 籤定

(d) 商業事業体

中国電信	中国移动
中国聯通	国家電網公司
中国郵政	中国建設銀行
人民網	アリババ
今日頭条	網易

(2) 北京インターネット法院

北京インターネット法院は、北京市高院、司法鑑定センター、公証処などの司法機関、及び業界団体、大手国営企業、大手金融機関、大手インターネットプラットフォームなど 20 つの事業体を節点として、「天秤鏈」を共同で構築した。ブロックチェーン自体の技術特徴を利用し、「応用接続技術と管理規範」を制定することにより、電子証拠の信用できる証拠保管、効率的な検証を実現し、当事者の権利保護コストを引き下げ、裁判官による電子証拠採用の効率を高めた。

天秤鏈の節点は、現時点では 2 等級に分けられており、そのうち、一級節点の事業体が天秤鏈のコンセンサス、データ検証と記録に参加するに対し、二級節点の事業体が天秤鏈のコンセンサスに参加せず、データ検証と記録のみを行う。現在、2 等級には計 20 つの事業体が加入されている。

主に以下の事業体が含まれる。

天秤鏈節点公示			
一級節点			
北京市 高級人民法院	北京インターネット 法院	北京市方円公証処	国家信息中心 電子データ司法鑑定
北京中海義信 司法鑑定所	北京長安公証処	標新科技（北京） 有限公司司法鑑定所	国家工業信息安全 發展研究センター 司法鑑定所
中国信息通信 研究院	中央企業 電子商務連盟	北京国創鼎誠 司法鑑定所	北京市国信公証処

中国電子商会			
二級節点			
北京信用度科技 有限公司	国網電子商取引 有限公司	北京汽車集団財務 有限公司	厦門安妮 株式有限公司
中信梧桐港供給鏈 管理有限公司	百度在線網絡技術 (北京) 有限公司	北京京東世紀貿易 有限公司	

(3) 広州インターネット法院

広州インターネット法院は、遠隔ビデオ法廷審理、遠隔地証拠のワンクリック調達、オンライン信用空間管理などの機能を備えた知能法院プラットフォームを構築するために、通信事業者と緊密に協働し、5G 技術を中心として、MEC 技術（Mult-access Edge Computing、マルチアクセスエッジ・コンピューティング）とブロックチェーン技術（Blockchain）と結合し、顔認識、音声認識、感情認識、ビデオ転送、分布式ストレージなどの先進技術を活かせる移動司法専用網を構築している。

広州インターネット法院は、広州市中級人民法院、広州市人民検察院、広州市司法局、広州市知識産権法院、広州鉄道運輸中級法院、中国広州仲裁委員会、広東省広州市南方公証処、広州公証処などの 9 つのブロックチェーン節点と連携する同時に、「BAT」など 30 つ以上のインターネット・プラットフォーム・データに接続しており、「ブロックチェーン司法証拠保全プラットフォーム」を構築し、連盟チェーンの形式を採用し、当事者がプラットフォームを通じて効率的かつ低コストで司法サービスを受けられることを保証する。

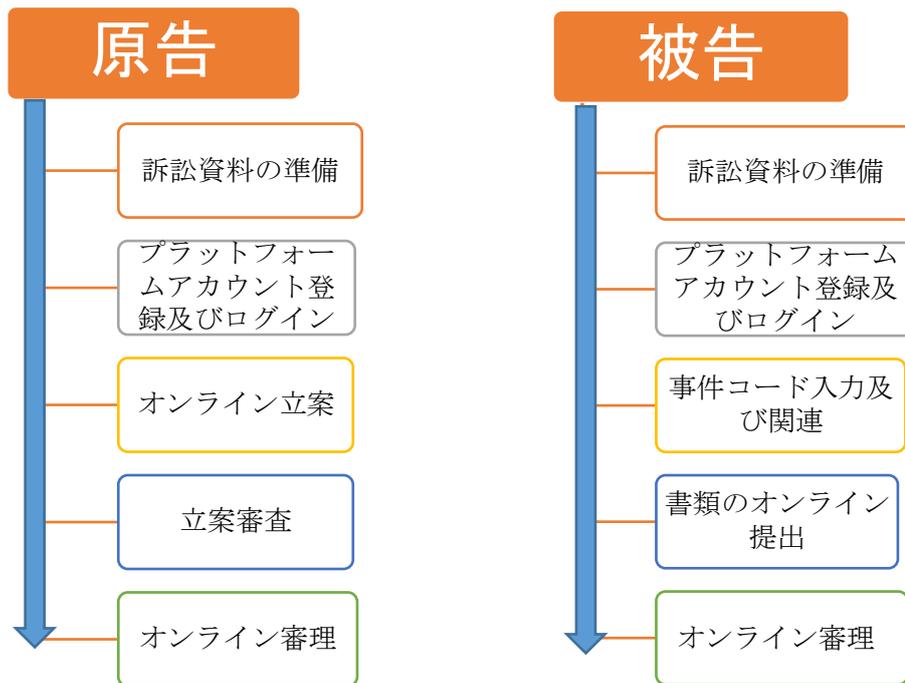
第五章 インターネット法院における実務

3つのインターネット法院の訴訟活動を統合し、当事者及びその他の訴訟参加者の合法的權益を保護するために、「最高人民法院のインターネット法院による事件審理における若干問題に関する規定」（法積〔2018〕16号、以下「規定」という）は、インターネット法院の管轄範囲、上訴メカニズム及び訴訟プラットフォーム設立要件を明確にし、オンライン身分認証、立件、応訴、挙証、法廷審理、送達、署名、ファイリングなどの訴訟規則を確立した。「規定」は、各インターネット法院の審判実務において遵守すべき基本準則であり、本章では「規定」を基礎として、北京インターネット法院の電子訴訟プラットフォームで審理された、オンラインでの著作権侵害事件を例として、具体的に紹介・説明する。

第一節 訴訟手続き

北京インターネット法院は、2018年9月9日に設立され、北京市管轄区内で基層人民法院によって受理されるべき特定類型のインターネット事件の第一審を集中的に管轄し、法院内で立件廷（主に訴訟サービスと立件審査を担当する）、総合審判業務廷（主に具体的な事件の審理を担当する）、執行局（主に結審事件の執行を担当する）、審判管理事務室（主に事件の裁判監督を担当する）、政治処（主に法院の宣伝などを担当する）、総合事務室（主に法院の総合行政事務を担当する）との8つの部門を設立した。法院の公式サイトは、<https://www.bjinternetcourt.gov.cn/>で、ウェブサイトにおいて電子訴訟プラットフォーム、裁判官業務プラットフォーム、調停プラットフォーム、訴訟サービスプラットフォームなどのサブステーションを内設しており、主な訴訟手続は電子訴訟プラットフォームで完了させ、プラットフォームには身分認証、起訴立件、訴訟の撤回、保全申請、費用のオンライン納付、電子送達を受領、応訴、反訴の提起、管轄権異議の提出、資料の提出、挙証と証拠質疑、オンライン開廷、裁判官への連絡、上訴、執行の申請などの基本機能が含まれている。インターネット法院が取り扱う訴訟事件は、当事者が原告として自ら提訴した事件と、当事者が被告として受動的に応訴する事件の2種類に分けられる。原被告の身分の違いにより、電子訴訟プラットフォームにおける起訴と応訴の全プロセスが細微な差別があり、具体的に以下のように説明する³³。

³³ 「北京互聯網法院オンライン訴訟ユーザーマニュアル—当事者側」
(URL:<https://www.bjinternetcourt.gov.cn/cgi/PreActionfindAllMore.htm?cid=1034>)



(1) 原告起訴事件の処理プロセス

(a) 訴訟資料の準備

インターネット法院の訴訟事件に必要な資料は、通常の事件と基本的に同じく、単に書面形式と電子形式のみの違いがあり、原告当事者として用意する必要のある資料（電子PDF書類）には、以下のものが含まれる。

1) 主体資格の証明資料

外国企業は「会社の登録証明証書」（日本企業の場合は「全部事項証明書」）、「法定代表者身元証明書」を提出して公証認証を行う必要があり、外国自然人は各自のパスポートを提出して公証認証を行う必要がある。

2) 起訴状

原告と被告の氏名、住所、連絡先、訴訟請求を根拠づける事実及び理由を、詳細に明記する必要がある。

3) 証拠資料

原告の主張を証明できる全部の証拠資料を用意しなければならない（多くの場合、裁判官はオンラインで証拠原本を検証することを選択するが、オフラインで検証する可能性も排除できない）。

4) 委任状

中国人の弁護士に訴訟参加を委託する場合、授権委託書を用意したうえ、公証認証を行わなければならない。

(b) 登録・ログイン

当事者は、URL : <https://www.bjinternetcourt.gov.cn/>を通じて北京インターネット法院ウェブサイトのトップページにアクセスでき、既定の「今日法院」ページに入り、当該ページにおいて北京インターネット法院に関連する写真ニュース、通知公告、法院公告、法院の概況、機構の設置及び管轄範囲などを閲覧することができる。その他にも、電子訴訟プラットフォーム（当事者が訴訟に参加する場合に利用する）、裁判官業務プラットフォーム（裁判官が事件を審理する際に利用する）、調停プラットフォーム（訴訟中に調停機構が利用する）、非訴訟調停プラットフォーム（訴訟外で調停機構が利用する）、訴訟サービスプラットフォーム（訴訟プロセスの紹介、資料テンプレートの提供など）、天秤鏈（電子証拠の証拠保管、検証プラットフォーム）などの項目がある。

「電子訴訟プラットフォーム」において、当事者はプラットフォームの実名登録を完了した後、登録アカウントを使用してプラットフォームにログインすれば、インターネット法院が管轄する訴訟活動に参加することができる。



プラットフォームのトップページ



登録・ログインページ

(c) インターネットでの立件

当事者は原告として、ページでの「我要立案」ボタンをクリックしてオンライン立件システムにアクセスできる。立件操作の具体的な流れは、以下の通りである。

①まず、事件類型については、一般的に「普通紛争」を選択し（もし以前に調停を通じて調停協議が締結された場合には、調停協議の効力確認を選択する必要がある）、次に紛争類型を選択する必要がある、「最高人民法院のインターネット法院による事件審理における若干問題に関する規定」第2条の規定に基づき、システムには9種類の紛争類型が予め設定されており、当事者が実際の状況に応じて選択することができる。最後に、起诉状における訴訟請求に基づき、訴訟額（すなわち、被告に請求する損害賠償金額と合理的な費用を含む）を入力する。



②「下一步」ボタンをクリックして、当事者情報を入力する。当該ページには、原告と被告の情報を明記する必要があり、また、代理人がいる場合には、代理人の情報も明記しなければならない。

身份选择

*请选择您的身份

申请人信息

代理人信息

*代理人地位

③「訴訟請求与事实」ページにアクセスしてから、起訴状がある場合には、「下一步」ボタンを直接にクリックして、起訴状及びその他の訴訟資料をアップロードする。たとえ起訴状がなくても、当事者が訴訟理由、事实及び訴訟請求を逐一入力すれば、システムは自動的に起訴状を生成できる。

您是否有起诉状

有 没有

诉讼请求* ! 请填写具体的诉讼请求，请逐条添加 | 例：1.被告返还原告欠款10000元及利息，共计人民币11828元。2.本案诉讼费用由被告承担。

1	<input type="button" value="删除"/>
2	<input type="button" value="删除"/>

事实与理由*

请写明具体的事实与理由，例：我于2018年1月12日在被告网站购买手机一部，价值10000元，在手机保修期内手机无故损坏，原告应按原价格赔偿，至今未将赔款交付与我，故将原告起诉至法院。

起诉书

④証拠資料をアップロードする際に、プラットフォームは、一括アップロードもサポートし、自動的に証拠リストを生成する機能を具備する。

材料清单 →

起诉状

*起诉状

证明类

* 应册册身份证证明材料

证据类

* 合同 1份

材料预览

案由：小额借款合同纠纷

诉讼请求：

- 判令被告1支付欠款本金...、利息...、逾期罚息...元,共计... (计算至2017年03月...日)；
- 自2017年03月...日起至实际支付之日止以...元为计算基数支付每日0.0459%一点五倍的逾期罚息；
- 被告2就被告1前述债务承担连带清偿责任；
- 被告1、被告2承担本案诉讼费用。

事实与理由：

... () 是著名电子商务网站，由北京... 商务有限公司运营和维护，提供网络交易平台服务,原告使用北京... 商务有限公司的平台开展小额贷款业务。

被告1于2016年02月24日通过设置于... (贷款网站)向原告...

⑤資料のアップロードが完了した後、オンラインで立件申請情報をプレビューできる。誤りの有無を確認した後、当事者が「電子署名」ボタンをクリックすると、ページにはQRコードが自動的に生成され、モバイル端末の WeChat またはブラウザで QR コードをスキャンし、手書きで電子署名して無事提出した後、ページには電子署名付きの起訴状と送達住所確認書をダウンロードし、立件手続を完了する。そして、当該ページにおいて、当事者はオンライン開廷するか否か、調停を受けるか否かを選択できる。

証拠類

材料名称	所属人	操作
转账记录	案件	查看

是否选择互联网开庭： 是 否

是否接受调解： 接受调解 不接受调解

温馨提示：1、诉前调解办案周期通常短于诉讼办案周期；2、诉前调解费用较少；3、被告自动履行比例较高；4、调解协议可申请司法确认，经确认后的司法确认书与判决书具有同等法律效力，可申请法院强制执行。

电子签名

下载起诉书 下载送达地址确认书

上一步 下一步

(d) 立件審査待ち

立件申請が提出された後、立件裁判官は申請を受けた後に、5営業日（7日）以内に法院イントラネットにおける立件システムをログインして、インターネット法院のオンライン立件申請を審査しなければならない。立件申請の情報、当事者と代理人の情報、訴訟資料などが立件要求を満たしたと確認できた場合、審査を通過したとして、登記立件が行われる。敏感な事件または起訴条件を満たさない場合には、審査を終了する（対外的に当事者に告知するか否かを確認する必要がある）。資料が要求を満たさない、補充または訂正する必要がある場合には、審査を通さず、かつ審査意見において通過しない理由及び要求を明記する。当事者は、事件センターの「我的案件」における「立件」ページで事件の審査結果を調べることができる。

(e) 全プロセス・オンライン訴訟

1) オンラインで費用支払い

事件が正式に立件された後、立件裁判官は訴訟費用情報を入力し、メッセージで当事者に訴訟費用を支払うよう通知する。当事者は、当該通知を受け取ってから7日以内に当該費用を支払う必要がある。電子訴訟プラットフォームでは、「ネット銀行で支払う」と「QRコードで支払う」の二つの選択肢がある。ネット銀行を利用する場合に、費用支払通知書番号を入力して、農業銀行のネット銀行費用支払いページに費用を支払う。QRコードを

利用する場合に、WeChat で QR コードをスキャンして、費用を支払うこともできる。オンライン支払い以外、費用支払通知書をダウンロードし、農業銀行のカウンターで費用を支払うこともできる。



2) 送達文書の査収

法院が下した事件に関連する訴訟文書については、すべて電子方式により送達すべきであり、また、トップページの「電子送達」項目で照会・受領することができる。



3) 資料の提出

事件の関連資料についても、電子方式で法院及び相手当事者に提出すべきである。この際、トップページの「递交材料」ボタンをクリックすれば、アップロードできる。

我的材料递交记录				请输入案号、案件名称、当事人，回车检索	立即检索
全部 15					
1	案号：(2019)京0491民初26575号	递交人	材料名称 证据目录及证据	递交时间 2019年05月27日	详情
2	案号：(2019)京0491民初26578号	递交人	材料名称 证据目录及证据...	递交时间 2019年05月28日	详情
3	案号：(2019)京0491民初26579号	递交人	材料名称 证据目录及证据...	递交时间 2019年05月28日	详情
4	案号：(2019)京0491民初35894号	递交人	材料名称 起诉状-注明合理...	递交时间 2019年08月06日	详情
5	案号：(2019)京0491民初35894号	递交人	材料名称 证据目录及证据	递交时间 2019年08月06日	详情

4) 举证と証拠質疑

証拠の举证と証拠質疑について、プラットフォームには「証拠交換」というオプションが設けられており、この項目で証拠を提出したり、相手当事者の証拠に対して証拠質疑意見を提出したりできる。

我的证据交换记录						请输入案号、案件名称、当事人，回车检索	立即检索
进行中 4 已结束 0 全部 4							
1	案号：(2019)京0491民初26575号	承办庭室 综合审判一庭	承办法官 方淑梅	立案时间 2019年07月19日	开始日期 2019年08月22日	查看证据清单	操作
2	案号：(2019)京0491民初26578号	承办庭室 综合审判一庭	承办法官 方淑梅	立案时间 2019年07月19日	开始日期 2019年08月22日	查看证据清单	操作
3	案号：(2019)京0491民初26579号	承办庭室 综合审判一庭	承办法官 方淑梅	立案时间 2019年07月19日	开始日期 2019年08月22日	查看证据清单	操作
4	案号：(2020)京0491民初3939号	承办庭室 综合审判二庭	承办法官 鲁宁	立案时间 2020年02月03日	开始日期 2020年02月12日	查看证据清单	操作

5) オンライン法廷審理への参加

裁判官は開廷日を確定した後、開廷リンクを当事者に送信する。当事者は、該当リンクをクリックして必要なソフトウェア（コンピューター端末と携帯端末のいずれも利用可能）をダウンロードするだけで、北京インターネット法院のオンライン法廷審理システムを通じて法廷審理に参加することができる。

6) 裁判結果のオンライン受信

結審事件については、法院は直接にプラットフォームを通じて通知したり、電子判決書を送達したりすることができる。当事者は、事件センターの「我的文書」項目で検索できる。

序号	送达文书	受送达人	送达时间	操作
1	送达文书 其他 案号: (2019)京0491民初35894号	[Redacted]	2020-09-25 17:15:04	详情
2	送达文书 判决书 案号: (2019)京0491民初35894号	[Redacted]	2020-09-09 14:10:09	详情

(2) 被告応訴事件の処理プロセス

(a) 文書の受領

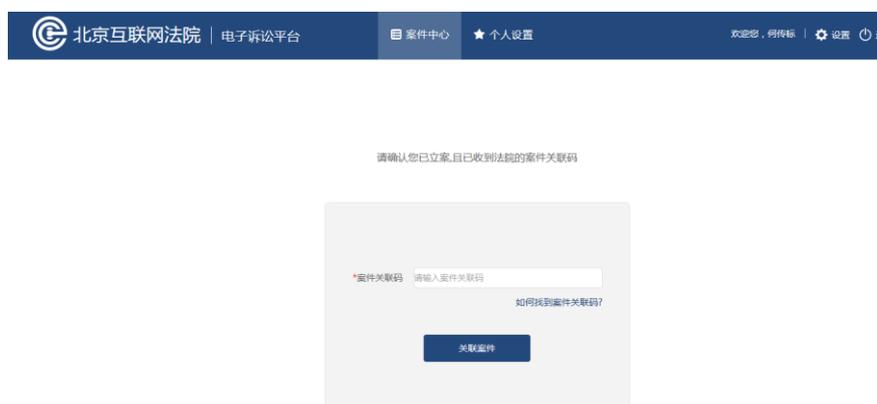
原告は上記の方式で立件手続を完了した後、立件廷の裁判官が審査を-throughらせて立件した場合、当該事件は、承弁裁判官（当該事件を具体的に審理する裁判官をいう）に転送される。また、事件情報及び関連資料もイントラネットの裁判システムに導入され、承弁裁判官は、事件関連コードをメッセージで被告の携帯電話に送信するか、または紙の文書で当事者に送達する（訴訟サービス告知書に記載される）ことで知らせて、被告は当該関連コードを使用して事件情報を取得することができる。

(b) 登録・ログイン

前記の原告起訴事件と同様である。

(c) 関連事件

被告は、電子訴訟プラットフォームに登録・ログインした後、「我要应诉」ボタンをクリックして应诉答弁ページに入ってから、そのページの右上にある「事件を発見せず、関連する」をクリックできる。現時点では、プラットフォームは登録人の氏名、証明書(証)類型、証明書(証)番号が一致した事件のみの関連を許可している。当該ページに事件関連コードを入力して、「関連事件」をクリックすると、当該事件のすべての訴訟資料を入手できる。



(d) オンライン应诉答弁

「我的应诉答弁」項目において、被告または被告代理人は、反訴の提起、管轄権異議の提起、答弁期限内における答弁状の提出などの訴訟活動を選択できる。



(e) 全プロセス・オンライン訴訟

前記の原告起訴事件と同様である。

上述のプロセス紹介を踏まえて、北京インターネット法院は、「オンライン事件をオンライン審理」という基本的な考案に基づき、全プロセス一体化オンラインサービス・プラットフォームを通じて、事件の起訴、調停、立件、送達、法廷審理、判決宣告、執行、上訴などの訴訟段階のオンライン処理を実現できており、効率もよく民衆への利便性も高

く、さらに中国の科学技術による強国戦略の実施及びサイバースペース・ガバナンスの法治化計画を推進する役割も果たした³⁴。

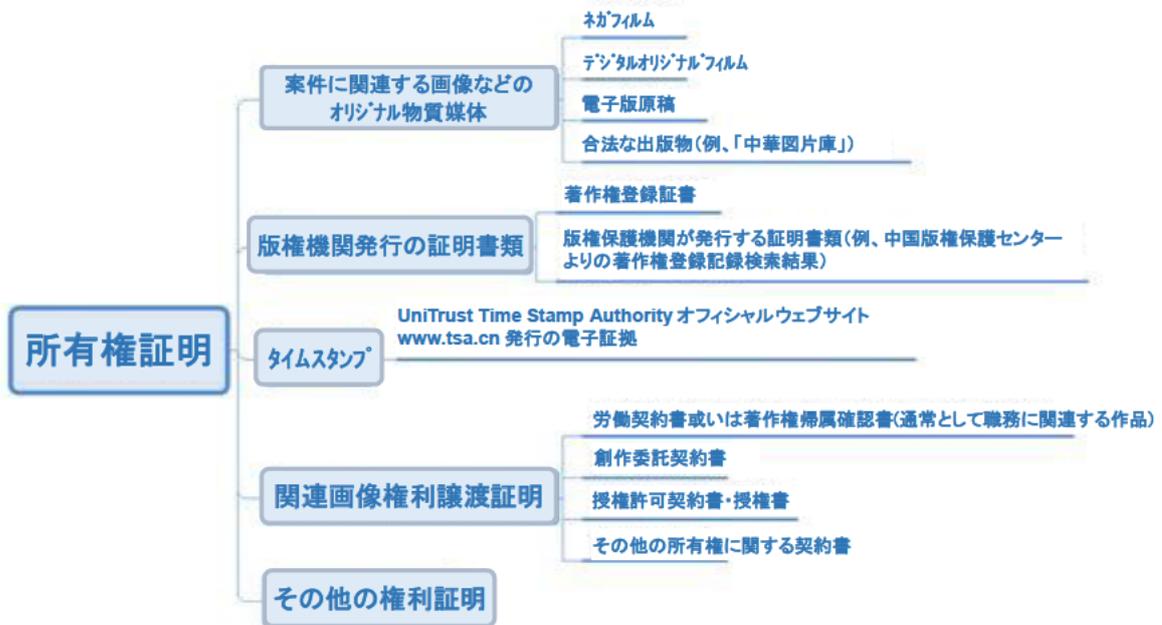
第二節 証拠収集

インターネット裁判所が審理する事件の中で、当事者が準備しなければならない証拠は、通常の裁判所が審理する事件とほぼ同じで、オフラインの現物証拠かオンラインの電子証拠かの違いだけが存在する。最高人民法院の「インターネット法院による事件審理における若干問題に関する規定」第9条は、オンライン、オフラインの2種類の証拠タイプの具体的な立証方式を明確にしており、その中で、オフライン証拠については、当事者はスキャン、リメイク、転写などを通じて電子データに変換して訴訟プラットフォームにアップロードすることができる。オンライン証拠については、具体的には2つの状況に分けることができる。1つは当事者自身が持っているオンライン電子証拠をリンクやアップロード資料などの方式で訴訟プラットフォームに導入することができる。もう一つは、インターネット裁判所は、電子商取引プラットフォームの経営者、ネットワークサービスプロバイダ、電子検証プラットフォームから関連案件の構造化情報を取得し、訴訟プラットフォームに導入することができる。ネット上で著作権侵害事件を例として、当事者は権利侵害の証拠、侵害行為及び損害後の結果の角度から準備する必要があり、これによって証拠の種類、収集、運用などの角度から以下のように説明する。

(1) 所有権に関する証拠

知的財産権の帰属は、著作権侵害案件において当事者による訴権の前提条件であり、「最高人民法院による著作権民事紛争案件審理における適用する法律の若干の問題点に関する解釈」第7条の規定に基づき、当事者より提供される著作権にかかわる原稿、原本、合法的出版物、著作権登録証書、認証機関より発行された証明書類、権利取得に関する契約など、そのいずれをも証拠とすることができる。

³⁴ 「北京互聯網法院簡介」(URL:<https://www.bjinternetcourt.gov.cn/cac/zw/1535125700291.html>)



しかしながら、証拠運用上の便利性（原本の紛失リスク、地域外の証拠に関する公証の必要性など）から考えて、当方としては、当事者（特に海外の当事者）に対し、中国著作権保護センターにおいて自らの作品に関する著作権登録を行い、作品登録証書を著作権の帰属を証明する直接的な証拠とすることを推奨する。

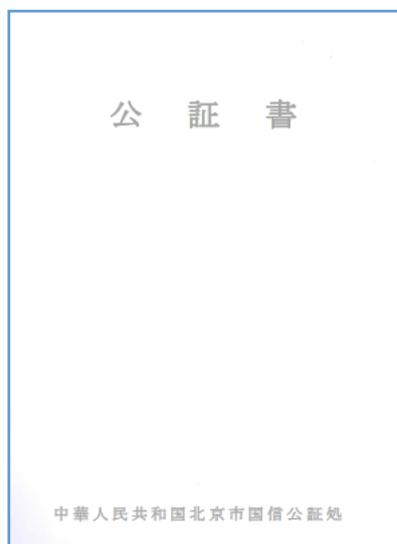


作品登録証書

(2) 権利侵害行為及び損害結果に関する証拠

北京インターネット法院が審理してきた知的財産権侵害案件は、主に作品の情報ネットワーク伝達権に関する紛争で、主として権利侵害者は許可を得ずに他人が著作権を所有す

る作品を無断でインターネットにアップロードし、大衆がそれぞれ自ら選んだ時間でそれを入手できるようにしたことに表れていて、この類の権利侵害行為の特定について、従来の証拠収集方式では、当事者は多くの場合において公証という形で証拠を集めなければならないが、証明力は比較的高いが、かかる時間コストや費用コストはいずれも比較的高いものとなる。



公証書

上記の他、最近ではタイムスタンプという新しい証拠収集方式が密かに流行り始め、特にホームページ、映像・音声、E-mail、Weibo、淘宝（タオバオ）などのECプラットフォームでの証拠収集において、操作が簡易で（独自で完遂することができる）、費用も安く（最低10元しか掛からない）、しかも司法でも幅広く認められているため、当事者に好まれるようになった。

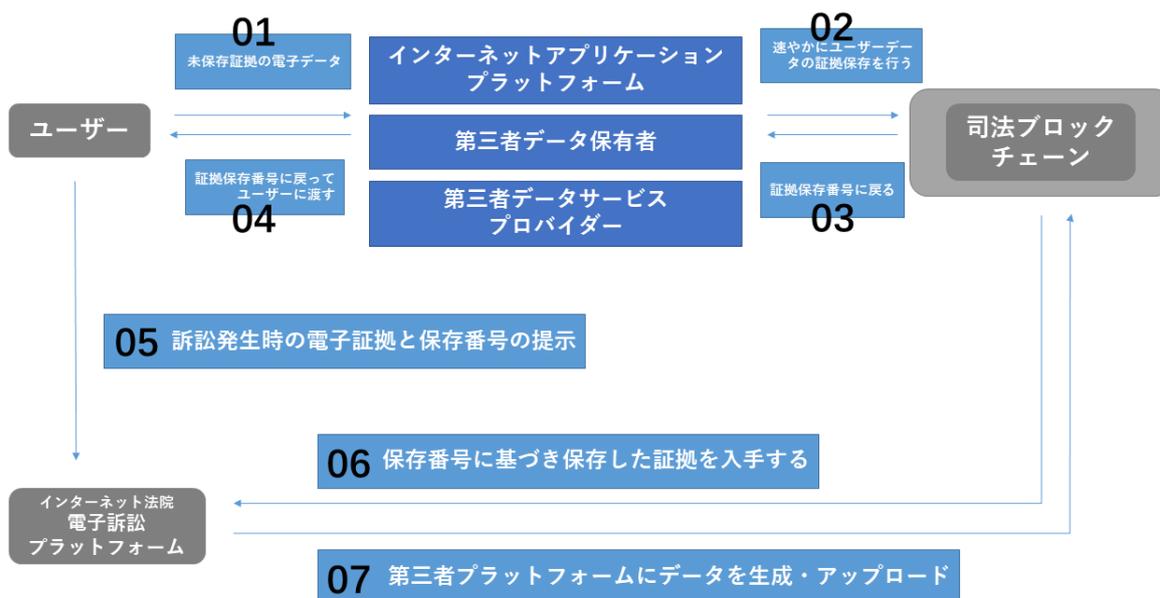


UniTrust Time Stamp Authority³⁵

上記の他、インターネット法院による案件審査において、関連する電子証拠が比較的多いことを鑑み、北京インターネット法院では北京市高級人民法院、司法鑑定センター、

³⁵ UniTrust Time Stamp Authority (URL: <https://www.tsa.cn/>)

公証処などの司法機関および業界組織、大手中央政府直轄国営企業、大手金融機関、大型インターネットプラットフォームなど 20 社と連携し、ノードとして共同で「天秤鏈」電子証拠の保存・引出用プラットフォームを築き上げ、ブロックチェーン本来の技術的特徴やアプリケーションアクセステクノロジーの活用及び管理規程の策定を通じて、電子証拠に関する信頼できる証拠保存及び高効率の証拠検証を実現し、当事者の権利保護コストを低減させ、裁判官の電子証拠の認容効率を高めた。



天秤鏈³⁶

³⁶ 北京インターネット法院 TIANPING BLOCKCHAIN 証拠保存プラットフォーム
(URL:<https://tpl.bjinternetcourt.gov.cn/tpl/>)

第三節 損害賠償、合理的な支出及び訴訟費用

(1) 損害賠償

知的財産権損害賠償案件において、当事者は権利者の実損、権利侵害者の獲得した利益、使用許可料、法定賠償額の順に応じて、具体的な賠償額算出方法を提示すべきで、インターネット法院で審理する知的財産権損害賠償案件と一般法院で審理する同類案件との区別がなく、その概要を以下の通り紹介する。

(a) 権利者の実損と権利侵害者の獲得した利益

権利者の実損と権利侵害者の獲得した利益の確定に当たり、証拠規則を運用し、優位性のある証拠基準を用いて、知的財産権の市場価値、貢献率などの合理的な要素を考慮すべきである。権利侵害者の獲得した利益の確定に当たり、通常は営業利益を基準としている。被告が完全に権利の侵害を生業としている場合は、販売利益を基準とすることもできる。原告は確かに自らビジネス上の信用を修復する必要がある場合、ビジネス上の信用修復のために、実際に支出した合理的な広告費を、実損確定のために考慮すべき要素と見做すことができる。

(b) 使用許諾料

合理的な使用許可料の認定に当たり、次の要素を総合的に考慮することができる。使用許可契約は実際に履行されているか否か、発票（税務当局公認の領収書）、支払証明などの関連証拠があるか否か、使用許可契約は記録として登録されているか否か、使用を許可した権利の名目、使用方法、使用範囲、使用期限などの要素と訴訟対象となる行為との間に比較性があるか否か、使用許可料は正規のビジネス許可料で、訴訟、M&A、破産、清算などの外在的な要素の影響を受けていないものであるか否か、許可人と被許可人との間に親戚関係、投資或いは関連企業などの利害関係があるか否か、その他の要素。

(c) 法定賠償額

法定賠償額の確定に当たり、裁判基準の一致性という原則に則り、権利、行為、過失、結果、因果関係などの要素を総合的に考慮し、類似案件の共通点と相違点を明確にし、合理的に賠償金額を確定すべきである。

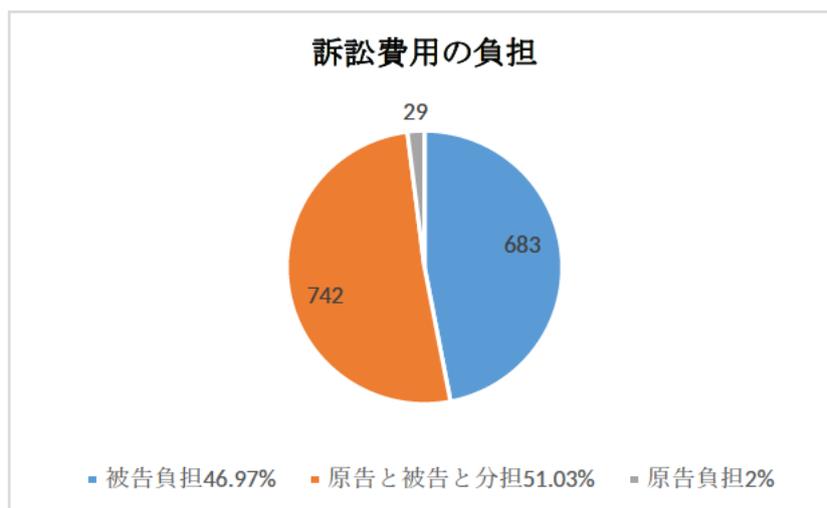
(2) 合理的な支出

現行の「著作権法」第 49 条の規定に基づき、賠償金額には権利者による権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出をも含むべきである。「最高人民法院による著作権民事紛争案件審理における適用する法律の若干の問題点に関する解釈」第 26 条

の規定と照らし合せ、上記合理的な支出にはさらに管理者或いは代理人に委託して権利侵害行為に対して調査、証拠集めにかかる合理的な費用をも含むもので、それ以外に、当事者による訴訟請求と案件の具体的な状況に基づき、国の関連部門の規定と合致している弁護士費用をも賠償対象範囲に算入することができる。

(3) 訴訟費用

大多数の起訴状において、被告に訴訟費の負担を求めているが、訴訟費の負担については、当事者の訴訟請求範囲に属さず、法院が訴訟結果と費用徴収規定に基づき、法に則って決定を下すもので、例えば「訴訟費用納付弁法」第 29 条では、訴訟費用は敗訴側が負担するものだが、一部勝訴或いは一部敗訴の場合、人民法院は案件の具体的な状況に応じてそれぞれの当事者が負担する訴訟費用の金額を決めることができ、そして当事者は人民法院の訴訟費用に関する決定についてのみ上訴を提起することはできないものである。北京インターネット法院のリアルタイム（2020 年 10 月 30 日現在）で公表した 1,548 件の作品の情報ネットワーク伝達権侵害紛争関連判決書の統計結果によると、約半数近くの案件について、裁判官より訴訟費を当事者双方に分担させるという判決を下している³⁷。



³⁷ 北京インターネット法院訴訟リスク分析

(URL:<https://sspt.bjinternetcourt.gov.cn/ssfz/index?ay=%E4%BE%B5%E5%AE%B3%E4%BD%9C%E5%93%81%E4%BF%A1%E6%81%AF%E7%BD%91%E7%BB%9C%E4%BC%A0%E6%92%AD%E6%9D%83%E7%BA%A0%E7%BA%B7>)

第四節 裁判執行

通常の場合において、インターネット法院によって結審した案件が執行手続きに入る場合、必要とする材料には、申請人本人の署名或いは捺印した執行申請書、効力のある法律文書、効力のある証明書、身分証明書（自然人の身分証、法人の営業許可書及び法定代表者或いは主な責任者の身分証明書、授權委託書）、被執行人の財産に関する手掛かり、申請済み財産保全に関する保全書類、入金証明（口座開設銀行、名義人、口座番号及び署名確認）が含まれている。

一方、インターネット法院の特長としては特殊種類の案件を迅速に審理することで、案件の執行においてもそれ相応に速やかに完結することができなければ、迅速な結審という意味においても大きなマイナスとなるはずである。これについて、北京インターネット法院ではブロックチェーンのスマートコントラクト技術を活用し、「ワンクリック立件」による執行を実現し、効果的に案件の執行効率を高めた。「スマートコントラクト」技術とは、調停書で約定した履行条件に基づき、オンライン合意ノードを配置し、そして当事者による履行状況の確認を通じて、異なる執行動作を引き起こす技術である。例えば、履行済みと双方が確認した場合、直ちに履行状況レポートの生成を引き起こし、履行結果を「天秤鏈」にアップロードし証拠として保存されるようになる。一方、履行がまだ完了していないと双方が確認した場合、未履行レポートの生成を引き起こし、自動的に執行請求書を生成し、自動的に当事者情報をキャッチし、自動的に執行根拠をピックアップし、自動的に執行の立件を行い、自動的に執行通達書、財産報告令を生成するので、執行効率を大幅に高めた。

全国初のブロックチェーンのスマートコントラクト技術を活用して実現した「ワンクリック立件」によって執行した執行案件を例として³⁸、

①原告、被告は法院主導の調停を経て、調停合意に達した。調停合意内容は次の通りである。被告は2019年10月16日までに原告に対し33,000元の賠償金を支払うものとする。法院は談話の中で原告・被告の双方に対し、もしも被告が履行期限までに義務を履行しなかった場合、ブロックチェーンのスマートコントラクト技術を活用して自動的に執行を実施する旨を通告した。調停書発効後、本件の当事者サイト及び裁判官サイトのどちらにも「スマートコントラクト」の文字が表示され、一般案件と区別できるようになっている。

³⁸ 「北京インターネット法院の全国初『ワンクリック立件』による執行の実現」
(URL:http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2019-10/30/content_161694.htm?div=-1)



②履行期限を過ぎた時点で、被告はまだ一部の賠償金を払わない場合、原告は「履行未完了」のボタンをクリックするだけで、本件は直接北京インターネット法院立件法廷による執行の立件手続きに入るようになった。



③立件法廷による照合を経て、立件が執行システムに入るようになり、関連執行局の裁判官は直ちに処理に着手するようになった。

序号	案号 (案号前缀)	申请人	被执行人	立案案由	立案标的(元)	立案日期	承办人
21	0201P 00048执310号			民间借贷纠纷、股权转让	87907.0000		
22	0201P 00048执311号			民间借贷纠纷、股权转让	88977.0000		
23	0201P 00048执310号			民间借贷纠纷、股权转让	1550.0000		
24	0201P 00048执311号			民间借贷纠纷	20000.0000		

上記プロセスを見ても分かるように、ブロックチェーンのスマートコントラクトを調停書案件に取り入れることで、当事者に行ってもらふ必要のある操作は簡単で、案件の未履行状況を確認するだけで後続の煩雑な手続きを飛ばして直接執行立件を完遂することができ、しかも上記立件に必要な情報はブロックチェーンのスマートコントラクト技術によってすべて自動的にピックアップできるため、インターネット法院の案件執行効率を大幅に高めた。

第五節 専門家と技術点調査員の導入と役割

最高人民法院の「インターネット法院審理案件における若干の問題点に関する規定」第11条第3項の規定に基づき、当事者は専門知識を有する人に電子データの技術問題についてコメントを求めることができる。インターネット法院は当事者の申し入れ或いは自らの職権により、外部に依頼し電子データの真実性を鑑定してもらい、或いはその他の関連証拠を取寄せて照合することができる。2019年「北京インターネット法院審判白書」の記載によると、北京インターネット法院では、電子証拠の認証難をクリアするため、インターネット法院で審理する案件の種類、特徴と分布に合わせて、専門アシスタントと技術調査官を導入し、専門性、技術性の比較的高い問題については専門的な見解を参考意見として、裁判官に進言できるようにしている³⁹。

例えば、2019年北京インターネット法院は、原告である北京閩図科技有限公司より被告である上海東方網股份有限公司に対し訴訟を提起した情報ネットワーク伝達権侵害に関する紛争案件において、初めて技術調査官を導入し、原告側企業のタイムスタンプを使って証拠を収集するプロセスについて審査を行い、専門的な技術見解を提示し、案件の審判をアシストした⁴⁰。知名度の比較的高い「データ量の水増し」⁴¹案件においても、技術調査官を導入し、案件に纏わる技術用語について説明を行ってもらい、関連する専門用語の意味を明確にし、案件の審理をアシストした。

³⁹ 「北京インターネット法院審判白書」2019年

⁴⁰ 知産宣伝ウィーク | 初めて!技術調査官より裁判官に協力しトラステッドタイムスタンプについて証拠収集の証拠効力について審査を行う(北京インターネット法院知乎專欄より)

(URL:<https://zhuanlan.zhihu.com/p/90847110>)

⁴¹ 中国裁判文書網、常氏と許氏及び第三者の馬氏とネットワークサービス契約紛争に関する一審民事判決書

(URL:<https://wenshu.court.gov.cn/website/wenshu/181107ANFZ0BXSK4/index.html?docId=edd27343db1f4b338411aac5002b51b3>)

第六節 メリット・デメリット紹介

インターネット法院の設立は、人民法院による司法理念の更新、司法パターンの革新、法に則ってネットワークの統治を推進する具体的措置であり、効果的にネットワーク犯罪に打撃を加え、ネットワーク行為を規制し、デジタル経済の健全な発展を促し、インターネット空間での司法による統治を実現する。その利便性は以下のところに表れている。

(1) 審判効率の向上

インターネット法院ではオンライン方式で案件を審理し、案件の受理、送達、調停、証拠交換、開廷前準備、法廷審理、判決などの訴訟手続きについては、通常すべてオンラインで完遂しているため、大幅に訴訟効率を高めている。最高人民法院主催のインターネット法院工作座談会において、インターネット法院に関する、注目すべきデータが共有された。2020年8月31日現在、インターネット法院が受理した案件は22万件で、結審したのは19万件で、オンライン立件申請率は99.7%で、オンラインによる法廷審理率は98.9%で、法廷審理の平均所要時間は29分で、一般的なオフラインによる訴訟よりも4分の3の時間短縮が図れた⁴²。審理期限について言うと、2020年「最高人民法院工作報告」で明確に示した通り、インターネット法院の案件審理平均所要時間は42日で従来の方式より57.1%も短くなっている。北京インターネット法院が審理した作品の情報ネットワーク伝達権侵害に関する紛争種類の案件を例として、関連案件審理の平均所要時間は4ヶ月と14日だけとなっていて、一般法院での案件審理所要時間より大幅に短縮された。

(2) 当事者の訴訟コストの軽減

インターネット法院は、集中的に所在市の所轄区内の基層人民法院が受理すべき特定種類のインターネット案件を管轄する一審法院である。「最高人民法院によるインターネット法院審理案件における若干の問題点に関する規定」によると、現在インターネット法院は、11種のインターネットに関わる案件を集中的に管轄していて、これは案件の事実と証拠が共にネットワーク上での発生と保存を確保することに有利で、「ネットワーク上の紛争はネットワーク上で審理する」ことを存分に実現し、さらに新しい種類、困難で複雑、仕組化の意義のあるインターネット案件の集約と発見、インターネット司法裁判規定の完全整備の推進に有利である。特に新型コロナウイルス肺炎感染拡大の抑止期間において、インターネット法院は常態化したオンライン法廷審理方式を確立し、従来の司法方式から抜け出し、コロナ禍期間中の紛争解決に極めて大きな利便性を創り上げた。それと同時に、権利人はインターネット関連の権利侵害行為について集中的に権利保護活動に取り組むことができ、また法院がオンライン審理方式を用いることで権利者の訴訟コストをも低減させた。

⁴² 「最高法院：インターネット法院によって受理された案件はすでに22万件を超えた」
(URL:http://www.ce.cn/xwzx/gnsz/gdxw/202009/23/t20200923_35804391.shtml)

但し、各訴訟手続きをインターネット上で完結させる必要があるため、技術的な条件及び当事者が故意に訴訟を引き延ばしているなどの原因で、幾つかのデメリットも現れている。

(1) 技術的な条件によって訴訟手続きに影響を与えている

現在、インターネット法院によって審理する案件において、関連する証拠材料をすべて電子化し、電子訴訟プラットフォームにアップロードする必要があり、技術的な条件により、ファイルのボリュームがある一定値を超えた証拠についてはアップロードできない場合がある。その他に、法廷審査において、時には信号の途絶えにより法廷審理が中断され、訴訟手続きの進捗に影響を与える場合もある。

(2) 証拠原本の照合が不便である

オンラインによる法廷審理方式で訴訟手続きの完遂を図っているため、相手側当事者より提示された証拠について、映像でしか原本の真偽を照合できず、見落としが生じやすい。その他に、コロナ禍の影響により、法院は通常オフラインによる証拠原本の照合を手配しようとせず、当事者に原本を法院に郵送するよう求めているため、法院にて確認後改めて当事者に送り返すという形を取っているため、重要な証拠原本には、ある一定の紛失リスクがある。

第六章 インターネット法院の裁判例紹介

本章では、インターネット法院のここ数年審理した案件の中から、数の占める割合に基づき、数量の比較的多い事例を列挙する。さらにその中から汎用性の高い代表的な事例を数件選び、事例紹介を行うものとする。

2020年11月13日、「判決書」「杭州インターネット法院」「北京インターネット法院」「広州インターネット法院」をキーワードとして、法律データベースである「威科先行」で事例の検索を行った。その結果、12,444件の事例が見つかった。その内、杭州インターネット法院取扱いの判決書が4,851件で、北京インターネット法院取扱いの判決書は7,593件で、広州インターネット法院の関連内容は見つからなかった。主に知的財産権と競争紛争関連案件(6,693件、53.8%)及び契約、奉仕活動、不当利得紛争(4,717件、37.9%)である。案件の種類を詳しく見ると、最も集中しているのは、作品の情報ネットワーク伝達権侵害案件(5,170件)、金融借款契約紛争案件(1,855件)、ネットショッピング契約紛争案件(1,316件)の順となっている。

本章では、判例として作品の情報ネットワーク伝達権侵害案件と金融借款契約紛争案件、ネットショッピング契約紛争案件を合わせて4件を紹介し、インターネット法院における裁判の観点を示したいと考えている。

第一節 情報ネットワーク伝達権侵害案件に関する紹介

(1) **体育文化伝媒(北京)有限公司と中国**股份有限公司浙江分公司、中国**股份有限公司杭州分公司との作品の情報ネットワーク伝達権侵害紛争に関する一審民事判決書

(a) 当事者情報

原告：**体育文化伝媒(北京)有限公司、住所：北京市朝陽区****。

被告一：中国****股份有限公司浙江分公司、住所：浙江省杭州市****

被告二：中国****股份有限公司杭州分公司、住所：浙江省杭州市****

被告三：浙江****新媒体有限公司、住所：浙江省杭州市蕭山区****

(b) 本件の基本状況

原告は、三被告が「浙江**IPTV」杭州地域の運業者及び経営者として、授権なく無断で公衆向けに2019年中国サッカースーパーリーグの「2019年中国サッカースーパーリーグ第8節 ****VS****」試合のVODサービスを提供した。それにより**伝媒会社の情報ネットワーク伝達権に損害を与え、秩序のある市場秩序と健全な競争環境を乱し、これは不当競争行為であり、原告に損失を与えたため、賠償責任を負うべきである。

(c) 裁判要旨

本件に関連するサッカー試合番組、様々なアングル設定によりシーンを採集・選択し、場面の切り換え、再生によってエキサイティングの瞬間をキャプチャリングし、試合の場面を構成しているため、映画に類似した作品となっている。本件に関連する IPTV プラットフォームより提供した本件に関連する試合のオンライン VOD サービスは、公衆がそれぞれ自ら選んだ時間と場所で本件に関連する作品を入手できるようにした情報ネットワーク伝達行為であり、当該行為は原告の本件に関連する試合番組で享有されている情報ネットワーク伝達権を侵害したものである。

三被告は共同で上記作品の情報ネットワーク伝達権侵害行為を実施したため、権利侵害を停止し、賠償責任を負うべきで、原告に対し、経済的損失及び訴訟に関する合理的な支出を合わせて、計 50 万元を共同で賠償すべきである。原告は、当該同一行為が不当競争を引き起こすものであるという申し立てについて、法院はそれを支持しないものとする。

(2)** (杭州) 網絡有限公司と蘇州***信息技術有限公司、杭州**科技有限公 司との作品の情報ネットワーク伝達権侵害紛争に関する一審民事判決書

(a) 当事者情報

原告：**(杭州) 網絡有限公司、住所：浙江省杭州市*****。

被告一：蘇州***信息技術有限公司、住所：浙江省蘇州市*****

被告二：杭州**科技有限公司、住所：浙江省杭州市*****

(b) 本件の基本状況

原告は、両被告が共同運営している「*****」ゲームのダウンロード画面の宣伝画面において、原告の「****」モバイルゲーム、「*****」「****」ゲームのアート素材を大量に使用し、許可なく無断で原告が持っている 57 枚のアート作品を使用と送信した行為を発覚した。

(c) 裁判要旨

本件に関連する 56 セットのキャラクタ、マスコット、ツール、技法などのアート素材は一定の美的意義を持っており、かつそれは原告の創作ではない或いはその出所はパブリックドメインからであることを証明できる反証もなかったため、法院は上記 56 セットのアートエレメントは著作権法に定められているアート作品に属するものであることを確認した。

情報ネットワーク伝達権について、被告一の自らのドメイン名で複数の URL ウェブサイトを設定し、権利侵害しているホームページをパブリックネットワークとリンクさせ、そしてショートメッセージの送信によって権利侵害しているリンクを公衆に薦め、

それによって本件に関連する 56 枚のアート作品はインターネット上でインタラクティブ方式によって送信され、原告の本件に関連する 56 枚のアート作品の情報ネットワーク伝達権を侵害した。情報ネットワーク伝達行為は実質的にすでに複製行為を含めているため、法院は被告一による情報ネットワーク伝達権の侵害を認定した状況において、原告による被告一の行為が自らの複製権を侵害したことに關する主張について、法院は改めて支持しないものとする。

謝罪に關する訴訟請求については、原告が指摘した権利侵害行為の対象内容は著作財産権であり、著作者人格権とは關連しないため、被告一に謝罪を要求するという原告の主張について、法院はそれを支持しないものとする。一方、法院は影響を取り除くことに關する訴訟請求について支持するものとし、さらに状況に応じて被告一より原告に対し、經濟損失及び権利保護のための合理的な費用を合わせて、計 30 萬元の賠償を命じた。

第二節 金融借款契約紛争案件に関する紹介

(1) 重慶市****小額貸款有限公司と***氏とのマイクロファイナンス契約紛争に関する一審民事判決書

(a) 当事人信息

原告：重慶市****小額貸款有限公司、住所：重慶市** **。

被告：***（自然人）

(b) 案件の基本状況

被告はアリペイによる実名認証を経てから原告との間で、オンラインで6部「タオバオオーダー借入契約」を締結し、約定としては、システムでは被告のタオバオ取引オーダー状況及び被告の借入残高状況に基づき、被告の当日に申請できる借入額を算出し、借入額は原告より借入人のアリペイの口座に送った金額に準じ、融資期限は毎回借入額を送金した期日から起算して31日とし（祝祭日の場合でも順延しない）、借入初日の利率を0.05%とし、実際として日当たりの利率を0.05%とし、返済発生日を毎回借入金の送金日から起算して1日目とし、借入利息は借入金の送金日から（送金日を含む）起算し、1日当たりの利息を算出し借入金の返済日を超えた場合、懲罰的な利息の利率は借入初日の利率水準に50%を加算するものとし、被告は期日通りに借入元金を返済しなかった場合、原告は期限を超えたその日から本契約に定めている期日超過による懲罰的な利息の利率に基づき懲罰的な利息を算出・徴収し、被告が期日通りに利息を払わなかった場合は期日超過による罰則的な利息の利率に基づき複利を算出・徴収する権利があると定めている。また、契約では、借款の返済期日の繰り上げ、債権の実現に伴う費用の負担、法律文書の送付先住所及び送付方法について約定した。

原告より、元金、罰則的な利息と複利及び債権の実現に伴い支払った弁護士代理費を主張している。

(c) 裁判要旨

原告が被告と締結した借款契約は双方の真の意思を表しているもので、その内容は法令法規の強制的な規定に反しておらず、法に則りその有効性を確認すべきである。被告は原告に対し、融資・借款の元金を返金し、利息を支払うべきで、そうでなければそれ相応の民事責任を負わなければならないものとする。一方、原告が主張している懲罰的な利息に関する年間利率は24%を超えているため、法院はこれについて調整を行うものとする。原告は被告に対し、元金の返済と利息、懲罰的な利息、及び複利の支払いに関する訴訟請求については、法に則っており根拠のあるものであるため、法院はそれを支持するものとする。原告が被告に対し要求している弁護士費用の負担については、契約規定に適合していて、費用も合理的であるため、法院はそれを支持するものとする。被告は法院の合法的な召喚に対し正当な理由なく出廷しなかったため、法廷審理におけ

る反論、立証、証拠検証に関する権利を放棄したと見做す。

第三節 ネットショッピング契約紛争案件に関する紹介

(1) ***氏と北京****科技有限公司とのネットショッピング契約紛争に関する一審民事判決書

(a) 当事者情報

原告：***（自然人）

被告：北京****科技有限公司、住所：北京市西城区****。

(b) 案件の基本状況

2019年9月12日、原告は「京東商城」で被告が経営している「****サーバーワークステーション専門店」から「ABC XX 設備」を1台購入し、69,700元を支払った。2019年9月9日付、原告は被告のカスタマサービスに対し、当該設備はABCのオリジナルアクセサリーか否かについて確認し、肯定的な回答を得られた。原告はABC ccc-3052 サービスステーションより発行したサービスリストを提示し、その内のXX設備について点検を行ったが、「診断と修復過程」に示された通り、設備を分解して調べたところ、独立型グラフィックカードの上にABCのPPIDシールがなく、カスタマサービス（内線番号6756）と連絡し確認した結果、デル製のグラフィックカードではないことを判明した。原告は契約の解除を申し入れ、そして被告に詐欺行為が存在することを認定し、3倍の賠償を得られるよう要求した。

(c) 裁判要旨

被告は本件に関連する契約履行過程において一定の過失があり、そのため自ら提供した製品は原告の要求を満足させることが出来ず、これによって生じた責任を負い損失を負担すべきで、原告が主張する契約の解除、返品・返金という訴訟請求は法に則って根拠のあることであるため、法院はそれを支持するものとし、また、被告は原告による契約解除と本件に関連する製品の返却際に生じる輸送費に関する損失をも負担すべきである。

本件において、原告は、被告宣伝用ホームページとカスタマサービスの回答はいずれも本件に関連する製品が「すべてABCのアクセサリーである」と保証しているが、しかしながら、購入後検品に送ったところ「独立型グラフィックカードの上にABCのPPIDシールがなく、ABC製のグラフィックカードではない」ことを発覚したため、詐欺行為に当たると主張した。これに対し、法院の見解としては、すでに判明した事実によると、被告のABC社製本件関連製品の見積書上のグラフィックカードのところでも「XYZ」と記していて、被告の本件関連製品の宣伝用ホームページ上でも「本製品の追加・改造アクセサリーは製造業者のオリジナルアクセサリーではない」などの関連内容を明示していて、さらに実際に原告に納入した本件関連製品のグラフィックカードと宣伝用ホームページの表示内容は一致しており、双方の食い違いは主に「ABC オリジナ

ルアクセサリー」に対する理解が異なっているためである。それ故に、原告が被告に対して要求している3倍の懲罰的賠償金の支払いについては、事実根拠が乏しいため、法院はそれを支持しないものとする。

第七章 インターネット法院における訴訟

第一節 インターネット法院の審理品質と今後方向性の予測

(1) インターネット法院という専門的な法院の立場を明確にし、管轄案件を「専門・特化」へと転換

中国では、3ヶ所で試験的なインターネット法院を立ち上げたが、インターネットに関するすべての案件を全部インターネット法院に管轄してもらうという訳ではなく、現段階では「インターネット法院による事件審理における若干問題に関する規定」によって各地のインターネット法院の所轄範囲と受理する案件の種類を明確にした。一方、最高人民法院副院長である李小平氏は以前、「インターネット法院と一般地方法院との所轄区分を最適化し、一般的なインターネット案件は地方法院に管轄してもらい、インターネット法院は種類が斬新で、難儀で複雑、かつ仕組化の意義のあるインターネット案件の審理に専念すべきだ」と表明したことがある。ここから推測すると、今後インターネット法院が所轄する案件は「専門・特化」へと転換する方向性だと考えられる。

(2) 関連電子訴訟規定の改定と整備、電子訴訟法の確立

オンライン訴訟における電子証拠の収集難、保存難及び認証難といった問題について、インターネット法院は積極的に「ブロックチェーン+司法」という方式を模索し、ビッグデータ、クラウドメモリーとブロックチェーン技術をベースに、ブロックチェーン技術の偽造防止、書き換え禁止といった優位性を生かし、証拠の信憑性と真実性を大幅に高めた。現段階において、電子訴訟の法的地位、電子送達の有効性、電子証拠認定などの一連の問題点について、訴訟立法による明確化が必要である。関連報道によると、現段階において関連電子訴訟規定を改定・整備させようとしている最中で、条件が整う次第立法機関に働きかけ電子訴訟法⁴³の確立を図ろうとしている。

(3) 権利侵害に関する賠償金の増額

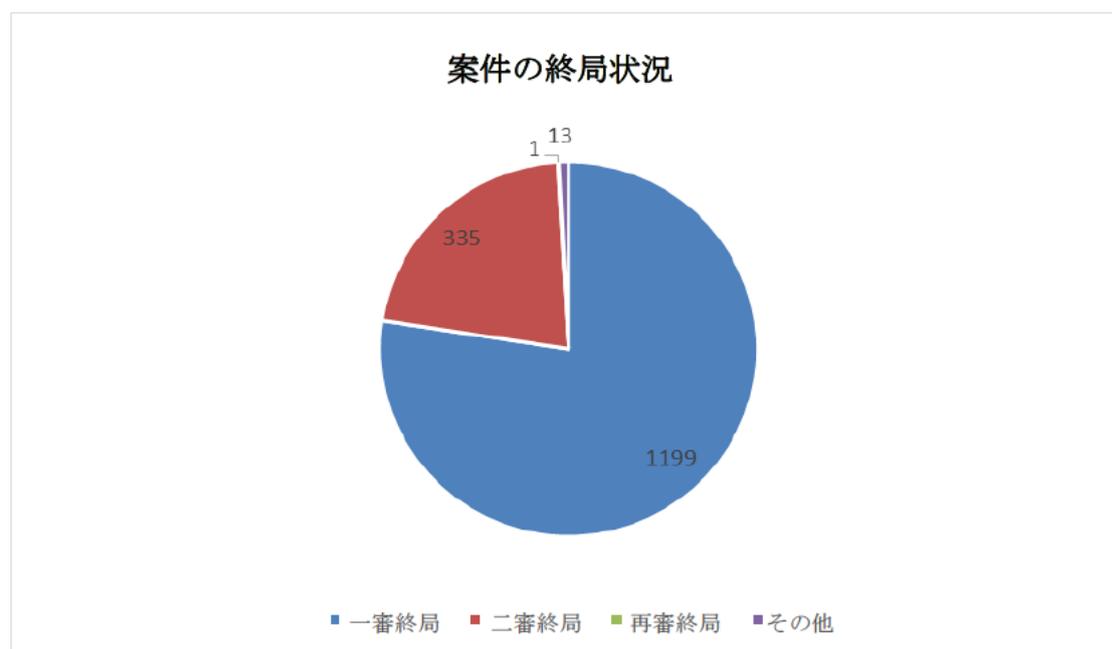
著作権に関する賠償金が少ない、法定賠償額が30年も変わっていない、埋め合わせの原則といった点については、長い間中国各業界から指摘を受けていて、前記の通り、インターネット法院にて審理した一部の知的財産権侵害案件の賠償金として、少ないものは300元程度で、一番多くても数千元に過ぎない。一方、2021年6月1日より発効予定の「著作権法」ではこれを調整し、法定賠償金の下限を500元と明確に定め、法定賠償金の上限を500万元までに引き上げ、それと同時に懲罰的な賠償原則をも確立し、故意に権利侵害、状況の深刻な場合は、不法経営額の1~5倍の罰金を処すことと定め

⁴³ 「最高人民法院副院長によるインターネット法院の5つの発展傾向談」
(URL:<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1675153923117116423&wfr=spider&for=pc>)

ている。これにより、権利侵害や違法複製行為の発生を効果的に抑制し、各インターネット法院によって判決を下される権利侵害に関する賠償額もそれ相応に増額となる見込みである。

第二節 判決後の実行性と効果

インターネット法院の設立は中国司法改革における革新的な行いであり、ネットワーク関連案件の紛争解決・係争止めといった面において積極的な役割を果たせるものである。北京インターネット法院ウェブサイトのリアルタイムで公表した 1,548 件（2020 年 10 月 30 日現在）の作品の情報ネットワーク伝達権侵害紛争案件を例として、そのうち、一審で終局した案件は 1,199 件で、即ち一審で解決した関連紛争案件の比率は 77.6%に達している。また、それ以外の案件のうち、二審を経て再審を提起したのは 1 件しかなく、つまり当事者のいずれも審判結果について基本的に満足していて、改めて再審を通じてそれぞれの紛争解決⁴⁴を求めない傾向にあると考えられ、インターネット法院がインターネットに関わる紛争解決という面において、比較的重要な役割を果たしていると、ある程度の説明がつくものである。



⁴⁴ インターネット法院オフィシャルウェブサイト訴訟リスク分析
(URL:<https://sspt.bjinternetcourt.gov.cn/ssfz/caseList>)

第三節 日系企業の運用状況と注意点

(1) 関連日本企業及び業界団体も大いに注目している

現地報道によれば 2019 年 9 月 5 日、日本の士業関連団体一行は北京インターネット法院オンライン訴訟体験区、訴訟サービスフロア、セルフサービスエリア、立案フロアと体験区法廷⁴⁵を見学し、顔認証インターホンシステム、VR (バーチャルリアリティ) を体験。北京インターネット法院によるスマート法院の建設における最新成果を総合的に理解し、そしてインターネット技術の司法審判での活用について、感慨と祝福を書き残した。特筆すべきこととして、北京インターネット法院はオープンなスタンスで、見学予約専用チャンネルを特設し、関連組織或いは個人はオンライン予約を通じて見学することができる。日本企業にとって、北京インターネット法院に訴訟関連案件を抱えている場合は、条件の許す限り、現地スタッフに依頼し、見学予約を通じて中国のインターネット法院の審判実務について理解を深めることができる。

(2) 日本企業によるインターネット法院訴訟への関与状況

2020 年 10 月 30 日までに、「日本+インターネット法院」のキーワードで中国裁判文書網 (<https://wenshu.court.gov.cn/>) で検索した結果、日本企業が当事者として訴訟に直接関与している案件⁴⁶は僅かだった (検索条件の制限により、日本企業の中国での子会社の訴訟関連状況について暫時検索できなかった)。これを見ても分かるように、現段階での日本企業の知的財産権及び模倣・偽造品関連案件について言うと、デジタル化した大量の証拠をインターネット法院或いは個人によるインターネット法院での利用においては、全体的に見てまだまだ不足しているようである。一方、審理においてこれら電子証拠をネット上にアップすることは、より簡単でより直観的なものであるため、当事者の訴訟ストレスを軽減でき、インターネット法院によるインターネット関連の知的財産権の権利保護行動に極めて大きな利便性を齎すことができるため、日本企業或いは個人に対し存分に利用するよう勧めたい所存である。

(3) 日本企業によるインターネット法院審理案件に関与する際の注意点

(a) 代理人委託の必要性

インターネット法院からの通知書は、いずれも電子訴訟プラットフォーム、メールアドレス、携帯電話のショートメッセージなどの方法を通じて送達されるものであるため、日本企業が被告で、かつ中国において出先機関がない場合、訴訟書類の速やかな送達を保証

⁴⁵ 予約通道: RUL:<https://www.bjinternetcourt.gov.cn/cgi/VisitActioncgyyIndex.htm>

⁴⁶ 中国裁判文書網、***氏と北京**創科網絡技術有限公司、日本*****(中国) 有限公司などとの作品の情報ネットワーク伝達権侵害紛争に関する一審民事裁定書 (RUL:<https://wenshu.court.gov.cn/website/wenshu/181107ANFZ0BXSK4/index.html?docId=b79138869e5c41c5b0c0ab5d000c5969>)

するため、現地代理人に関連訴訟資料の受け取りと法廷審理などの関与を委託するよう推奨する。

(b) 主体資格証明材料に関する公証による認証及び地域外で作成した公文書証明の公証

2020年5月1日より発効した「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干の規定」第16条の規定に基づき、「中華人民共和国領域外で作成された身分関係に関連する証拠」だけが所在国公証機関に証明してもらい、さらに中華人民共和国の当該所在国における大使館（領事館）の認証を取得する必要がある。「当事者より提示した公文書証明が中華人民共和国領域外で作成されたもの」だけ、その証拠について所在国公証機関に証明してもらう必要がある。これを見ても分かるように、一般的な民商事法律関連証拠は、原則として当事者間の権利と義務の確定だけに及ぼすもので、その真実性については法廷の審理段階における証拠認証を通じて検証すればよいもので、即ち領域外のあらゆる証拠材料をすべて公証による認証手続きを踏まなければならないという訳ではない。

(c) 時間通りに法廷審理に参加

「最高人民法院によるインターネット法院の案件審理における若干の問題点に関する規定」と照らし合せ、ネットワークトラブル、設備の損傷、停電或いは不可抗力などの原因であることを判明した場合を除き、当事者は時間通りにオンライン法廷審理に参加しなかった場合、「途中退廷」と見做され、欠席判決（被告の場合）或いは棄却処分（原告の場合）という不利な結果を招いてしまう恐れがある。日本企業が自ら訴訟に関与する場合、必ず時間通りに法廷審理に参加すべきで、万一、ネットワークの原因で接続が中断された場合、必ずその旨を審理主担当の裁判官に説明しなければならない。

第八章 まとめ

本調査では、中国における知財司法保護状況とインターネット法院の設立背景と合わせて、インターネット法院の基本状況、インターネット法院とその他の執行機関との提携などについて説明し、そして実務経験及び関連する代表的な案件を通じて、インターネット法院の今後の方向性及び日系企業の運用状況と注意点についてさらに詳しく分析した。

第二章では、中国の知的財産権に関する司法保護状況について紹介した。ここ数年、国より関連政策、措置を相次いで打ち出し、法に則り知的財産権の権利侵害行為を厳罰するようになった。インターネットに関連する案件は年々増え、それと同時に案件の種類が複雑で、知的財産権関連案件の占める割合が高く、案件関連対象物の多元化といった傾向を表している。また、本章ではインターネット法院での IT、AI 技術の活用に関する一部の事例及び現在情報公開という面における具体的状況について紹介した。

第三章では、全体的な観点からインターネット法院の概要を説明している。インターネット法院の審理において、全面的にオンライン審理、電子データの直接導入、電子送達の幅広い活用及び電子アーカイブの同時生成を実現している。さらに、本章ではインターネット法院の受理する案件の種類、管轄地域、上訴法院について紹介した。

第四章では、インターネット法院とその他の主体との提携を紹介した。現在、三つのインターネット法院のいずれも国内数十社の民間調停機関と提携し、調停員を幅広くインターネット法院案件の調停に積極的に関与させている。これ以外に、三つのインターネット法院は相次いで民間機関や組織とパートナーシップを提携し、それぞれ司法ブロックチェーンを築き上げた。

第五章では、北京インターネット法院案件電子訴訟プラットフォームでの審理実務を例として、訴訟手続き、証拠収集、損害賠償、合理的な支出及び訴訟費用、裁判の執行、専門家と技術調査官の導入及びその職責、利害に関する紹介を通じて、インターネット法院の実務について詳しく紹介・説明を行った。

第六章では、作品の情報ネットワーク伝達権侵害案件、金融借款合同紛争案件、ネットショッピング契約紛争案件を合わせて計 4 件の判例を紹介し、インターネット法院の裁判観点を示した。

第七章では、先ずインターネット法院の審理の質と今後の方向性及び判決後の実行性とその効果について分析を行った。データからでも分かるように、インターネット法院はインターネットに纏わる権利侵害関連紛争解決において、比較的重要な役割を果たしている。最後に、インターネット法院は日本企業のインターネット関連の知的財産権の権利保護において極めて大きな利便性を提供できるもので、関連日本企業及び業界団体は中国インターネット法院の状況を大いに注視していることを紹介し、日本企業或いは個人はそれを存分に活用するよう推奨した。

[特許庁委託事業]

中国インターネット法院の現状
と知財案件動向調査

2021年3月

禁無断転載

[調査受託]

天達共和律師事務所

独立行政法人 日本貿易振興機構

広州事務所

本報告書は、日本貿易振興機構が2021年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。